

490366

文書課長
明治四十二年二月三日 志草 若田 (用紙あり)
今 四十年 月 日 奉達 13

之

主任 津

通商局長代覽



條約改正調査係、州行係
外人、土地所有権、開港、右子、法制
送附、件

四十二年二月三日 通商局

在英大使館

佛 獨 澳 伊 露 米

在蘭公使館

白 西 瑞 墨 智 清 暹

2-1308

0484

490367

在ボルネオ 總領事館

✓ 倫敦
 ✓ 上海
 ✓ 香港
 ✓ 天津
 ✓ 漢口

在シドニー 總領事館

✓ カルカタ
 ✓ 浦塩
 ✓ 哈尔賓
 ✓ 莫斯科
 ✓ オッタワ
 ✓ 廣東
 ✓ 奉天

在星加坡 領事館

✓ アンゲルム
 ✓ ポートランド

在新嘉坡 領事館

✓ 五員
 ✓ 晚香

在マニラ 領事館

✓ シヤトル
 ✓ シカゴ

在沙市 領事館

✓ 厦門
 ✓ 福州
 ✓ 牛莊
 ✓ 長沙
 ✓ 安東
 ✓ 吉林
 ✓ 長春
 ✓ 南京
 ✓ 汕頭
 ✓ 鐵嶺
 ✓ 遼陽

オオサカ

ニカラエウチ

有々合

バタビヤ

里馬

芝罘

蘇州

杭州

重慶

六才部

490368

明治四十三年二月印刷
條約改正 第拾四號
調査報告

外國人ノ土地所有權ニ關スル各國ノ法制

外務省條約改正調査係

2-1308

0486

490369

序言

一、本報告ハ在外公館ノ報告並其ノ蒐集セル材料及各國ノ法令並著書等ヲ
参考シテ調査編纂セルモノナリ

二、調査上参考書類ノ完備セサル二三ノ國ハ之ヲ省クユト、セリ

明治四十三年二月

2-1308

0487

頁	行	誤	正
二	一一	澳地利	澳地利
八	一一	一九〇九年	一九〇九年
四一	一一	マサチューセツツ	マサチューセツツ
五三	四	マサチューセツツ	マサチューセツツ
六一	一	(Maine)	(Maine)
五五	一	(New Jersey)	(New Jersey)
六八	一	(Wisconsin)	(Wisconsin)
七八	一	納付セシ	納付シ
一四六	七	納付セシ	納付シ
一七一	二	(Columbia)	省

正誤表

外國人ノ土地所有權ニ關スル各國ノ法制

目次

總論	一
亞細亞	五
清國	五
暹羅	八
海峽植民地及馬來聯邦	一〇
香港	一一
澳門	一三
蘭領東印度	一四
歐羅巴	一七
英本國	一七
獨逸	一八
佛蘭西	二〇

露西亞	二
奧地利洪牙利	二七
伊太利	二九
西班牙	三一
葡萄牙	三二
和蘭	三三
白耳義	三四
瑞西	三五
丁抹	三六
瑞典	三七
セルヴィア	三八
ルーマニア	三九
北亞米利加	四一
北米合衆國	四一
總論	四一
第一ニシテ州	五五
第二ニシテニューヨーク州	五六
第三ニシテヴァージニア州	五九
第四ニシテペンシルヴァニア州	六〇
第五ニシテマサチューセッツ州	六一
第六ニシテロードアイランド州	六二
第七ニシテコネチカット州	六三
第八ニシテペンシルヴァニア州	六五
第九ニシテニュージャージー州	六八
第十ニシテヴァージニア州	六九
第十一ニシテウエストヴァージニア州	七〇
第十二ニシテメリーランド州	七一
第十三ニシテデラウェア州	七二
第十四ニシテノースカロライナ州	七三
第十五ニシテサウスカロライナ州	七四
第十六ニシテジョージア州	七六
第十七ニシテフロリダ州	七七
第十八ニシテウイスコンシン州	七八

第十九	ミシガン州	八二
第二十	イリノイ州	八三
第二十一	インディアナ州	八七
第二十二	オハヨー州	九三
第二十三	ケンタッキー州	九四
第二十四	ミシシッピ州	九八
第二十五	アーカンソー州	九九
第二十六	テジネッシー州	一〇一
第二十七	アラバマ州	一〇二
第二十八	ルイジアナ州	一〇三
第二十九	ノースダコタ州	一〇四
第三十	サウスダコタ州	一〇五
第三十一	ミネソタ州	一〇六
第三十二	カンザス州	一〇九
第三十三	ネブラスカ州	一一〇
第三十四	アイオワ州	一一三
第三十五	ミズーリー州	一一八

四

第三十六	オクラホマ州	一二二
第三十七	テキサス州	一二四
第三十八	モンターナ州	一二六
第三十九	ワイオミング州	一二八
第四十	アイダホ州	一二九
第四十一	ユタ州	一三一
第四十二	コロラド州	一三二
第四十三	ワシントン州	一三三
第四十四	オレゴン州	一三五
第四十五	カリフォルニア州	一三八
第四十六	ネヴァーダ州	一四〇
第四十七	デイトリクト、オブ、コロンビア	一四一
第四十八	合衆國々有地	一四三
第四十九	デトリット	一四七
第五十	布哇	一五〇
第五十一	比律賓島	一六三
加奈陀		一六五

五

墨西哥	一六八
南亞米利加	一七一
哥倫比亞共和國	一七一
祕露	一七四
伯刺西爾	一七五
智利	一七六
亞爾然丁	一七八
阿西亞尼亞	一七九
濠太利亞	一七九

外國人ノ土地所有權ニ關スル各國ノ法制

總論

土地所有權ニ關スル各國ノ法制ヲ概觀スルニ漸次内外人間ノ差別待遇ヲ撤廢セムトスルノ傾向ナキニアラザルモ各國ノ地理、經濟並歴史ニ基ク特種ノ國情ハ内外人平等主義ノ普及ヲ許サ、ルモノアリ而シテ此主義ヲ採用セルハ經濟上ノ發展高度ナル歐洲諸國又ハ外國ノ資本勢力ニヨリ開發ヲ企圖スル南米、濠洲、加奈陀、亞弗利加ニ於テ多ク之ヲ見ルコトヲ得

米國ニアリテハ法制區々ニシテ利益獨占思想ノ浸潤スル諸州ハ内外人區別主義ヲ勵行シ就中大平洋沿岸ニ於ケル或州ノ如キハ亞細亞人ノ土地所有ヲ嚴禁セリ(北米合衆國總論參照)

而シテ東洋諸國ノ多數ハ領土主權ト土地所有權トヲ混同シ國土ノ所有權ハ專ラ主權者ニ屬スルモノト解シ一私人ハ之ヲ賃借シ得ルニ過キス

試ニ各國ノ法制ヲ分類スレハ

第一、劃一ノ法制ヲ採用スルモノ

一、内外人平等主義ヲ採用スルモノ

490374

英本國
伊太利
西班牙
葡萄牙
瑞西
丁抹
加奈陀
墨西哥
伯刺西爾

一、相互主義ヲ採用スルモノ

イ、國內法ヲ以テ相互主義ヲ採用スルモノ

奧地利

哥倫比亞共和國

ロ、條約ニ依リ自國民ニ土地所有權ヲ與フル國ノ人民ニノミ之ヲ與フルモノ

佛蘭西

白耳義

ハ、條約相互主義ヲ採用スルモノ

セルヴィア

三、特別ノ條件ヲ必要トスルモノ

暹羅

法權ニ服スルコトヲ條件トス

和蘭

住所ヲ有スルコトヲ條件トス

瑞典

政府ノ許可ヲ得ルコトヲ條件トス

ルーマニア

都市内タルコトヲ條件トス

智利

住所ヲ有スルコトヲ條件トス

亞爾然丁

住所ヲ有スルコトヲ條件トス

第二、地方ニヨリ法制ヲ異ニスルモノ

一、聯邦各國ノ法律ヲ以テ外國人ノ土地所有權ニ關スル規定ヲ設クルモノ

北米合衆國

(各州ノ採用スル主義ニ就テハ北米合衆國總論參照)

二、原則トシテ内外人平等主義ヲ採用スルモノ
外國人土地所有ノ許否權ヲ各邦ニ許與ス

三

2-1308

0492

490375

ルモン

獨逸

三、原則トシテ内外人平等主義ヲ採用スルモ特定ノ地方ニ除外例ヲ設クルモノ
露西亞

四

亞細亞

清國

土地所有權

清國ニ於テハ土地ハ凡テ君主ニ專屬ストノ觀念ヨリ私人カ之ヲ所有スルノ權利ヲ認メス然レ
トモ私人ハ殆ント所有權ニ等シキ永借地權ヲ享有スルコトヲ得

(附) 清國法文ニ所謂有地面者又ハ地業主トハ土地ノ所有者ニ非サルカ如シ

外國人モ亦土地ノ所有ヲ禁セラルト雖モ其ノ居住ヲ認許セラル、區域内ニ於テ之ヲ永借(租
借)スルコトヲ得永借權ヲ設定シタル土地ハ之ヲ租地ト稱ス
外國人カ土地ヲ租借スルニ左ノ三方法アリ

- 一、清國人トノ自由契約ニ依ルモノ
- 二、外國政府カ特ニ其ノ人民ノミノ租借シ得ヘキ土地トシテ清國政府ノ承認ヲ得タル區域
内ニ於テ其ノ外國人ト地主タル清國人トノ自由契約ニ依ルモノ(專管居留地)

五

六
三、先ツ清國政府カ外國人ニ租借ヲ許ス爲土地ヲ買上ケ外國政府之ヲ租借シ更ニ其ノ人民
 ナシテ部分的ニ租借セシムルモノ
 租借權ハ一定ノ期間經過後之ヲ更新スルコトヲ要スルモノト然ラサルモノトアレトモ前者ト
 雖モ更新ニ依リテ永久ニ之ヲ有スルコトヲ得

鑛業權

外國人ハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限り採鑛權ヲ有ス

一、鑛物ヲ含有スル土地ノ地主タル清國人若クハ採鑛出資者タル清國人ト共同經營ヲ爲ス
 コト

但シ地主タル清國人カ共同經營ヲ望マサル時ハ清國政府ハ其ノ土地ヲ買上ケ地主タル資
 格ニ於テ外國人ト共同經營ヲ爲ス

地主タル清國人カ土地ノミノ出資ニ依リテ外國人ト共同經營ヲ爲シタル時ハ其ノ清國人
 ハ事業上ノ損失ヲ負擔セス此場合ニ於テ他ニ清國人タル出資者ナキ時ハ外國人ハ資本金
 額ノ十分ノ三ヲ殘留シテ何時ニテモ株券原價ニ依リ拂込ヲナス清國人ノ共同加入ヲ承諾
 セサルヘカラス五箇年ヲ經過スルモ清國人ノ共同加入ヲ申込ムモノナキ時ハ其ノ一割五

分ヲ賣却シ尙ホ五箇年間殘餘ノ一割五分ヲ清國人ノ爲ニ保留スヘク若此期間ヲ經過スル
 モ清國人ノ共同加入ヲ申込ムモノナキ時ハ此株券ヲモ賣却スルコトヲ得但シ其ノ後ニ於
 テモ清國人ニシテ時價ヲ以テ株券ヲ購買シ共同經營者タラムコトヲ申込ムモノアル時ハ
 之ヲ拒ムコトヲ得ス

- 二、無條約國ノ人民ニ非サルコト
- 三、清國人ニ鑛業權ヲ許與セサル外國ノ人民ニ非サルコト
- 四、僧侶、道士又ハ傳教師ニ非サルコト
- 五、清國法律ヲ遵守シ且以前ニ清國又ハ本國ノ法律ヲ犯シタルモノニ非サルコト
- 六、外國又ハ清國政府ニ奉職セサルコト
- 七、清國政府カ特ニ禁止スル者ニ非サルコト

(鑛務章程參照)

490377

暹羅

土地所有權

八

外國人ハ盤谷市ヨリ二十四時間舟行程ノ區域内(舟行ノ便不便ニ由リ空中距離四十哩乃至七十哩)ニ於ケル土地ヲ所有シ得ルモ該區域以外ニ於テ之ヲ取得スレコトヲ得ス(一八五五年英暹條約第五條參照)但シ盤谷市ノ外六基米突以内ノ土地ハ十箇年以上暹羅ニ居住シタルカ又ハ政府ノ特許ヲ得タル外國人ニ限り之ヲ買受クルコトヲ得ヘシ

外國人カ取得セル土地ヲ三箇年以内ニ利用セス又ハ開拓ニ着手セサル場合ニハ政府ハ相當價格ノ賠償ヲナシテ該土地ヲ回收ス

一九〇七年佛暹條約ニ據リ亞細亞ニ生レタル佛國人及佛國保護民ハ暹國ノ法權ニ服従スル條件ノ下ニ内國人同様ニ土地所有權ヲ得タリ(同條約第六條 第一項參照)

又一九〇九年ノ英暹條約ニ據リ英國ハ其ノ臣民ノ本國ニ生レタルト亞細亞ニ生レタルトナ間ハス凡テ暹國法權ニ服従セシムヘキコトヲ承諾セシタメニ一切ノ英國人ハ完全ニ土地所有權ヲ享有スルニ至レリ(同條約第六條 第一項參照)

鑛業權

獨逸及和蘭兩國民ハ條約ニ據リ採鑛權ヲ獲得セリ(一八六二年獨逸條約第八條第三項及一八六〇年和蘭條約第八條第四項參照)從テ最惠國タル本邦臣民モ鑛業權ヲ有スルヲ得ルハ勿論ナリ

九

490378

海峽植民地及馬來聯邦

土地所有權

外國人モ内國人ト同様ニ土地永借權ヲ取得スルコトヲ得

右ハ Crown Land 及 State Land 等特ニ公共ノ目的ノ爲除外セラレタル土地以外ノ海峽植民地及馬來聯邦一般ノ土地ニ適用セラル、モノニシテ地方ニ由リ内外國人ノ取扱ヲ異ニセス
當地ニ於テハ一切ノ土地ハ君主ニ專屬スト云フ思想ニ基キ土地ノ私有ヲ許サ、ル慣習アリ植民地政府モ該慣習ヲ尊重シテ土地ノ所有ヲ禁シ之ニ代フルニ永借地權ヲ以テセリ但シ永借地權ハ實質上所有權ト異ナルコトナキモ借地人ハ毎年一定ノ地代ヲ納付スルヲ要シ若滞納スル時ハ其ノ使用ヲ禁止セラル

鑛業權

鑛業權ニ關シテモ内外人ヲ區別セズ

香港

土地所有權

香港ニ於ケル土地ハ一切政廳ニ專屬シ一個人ハ之ヲ賃借スルコトヲ得ルニ過キス該賃借權ハ土地ノ使用收益及處分ヲナスノ權限ヲ包含シ賃借年限ハ七十五箇年ニシテ之ヲ更新シ得ルヲ以テ其ノ實質ハ所有權ニ極似スルモノナリ

(附) 香港島ニ於テハ一八九八年十二月迄ハ九百九十九年ノ賃借ヲ許シ九龍側ニハ當初ヨリ賃借期限ヲ七十五箇年トセリ

賃借權ノ取得ニ關シテハ内外人ヲ區別セズ(一八五三年外國人不動産所有權ニ關スル香港政廳令參照)

但シ或地域ニ於ケル建物又ハ營業等ニ關シ或制限ヲ設クルモ此制限ハ英國臣民モ外國人モ共ニ遵守スヘキモノトス

而シテ香港丘一帶ノ地域ハ支那人以外ノ者ノ宅地區域ニシテ彼等ノ居住ヲ許サス但シ外國人ノ使用人タル支那人ハ該區域内ニ住スルコトヲ得(一九〇四年政廳令第四參照)

490379

鑛業權

鑛區ノ取得ニ關シテモ内外人間ニ區別ナキハ一八五三年外國人不動産所有權ニ關スル香港政
廳令ノ規定スルトコロタリ

十二

澳門

土地所有權

當地ニ於テハ土地所有權ハ政府ニ專屬ストノ觀念存シ一個人ハ僅ニ政廳ヨリ貸下ヲ受ケ得
ルニ過キスシテ其ノ貸下ヲ受ケムトスルモノハ政廳ニ出願セサルヘカラス政廳ニ於テハ貸下
ヲナスモ差支ナキ地域ナリヤ否ヤヲ調査シ若差支ナシト認メタル時ハ之ヲ貸下入札ニ附シ入
札地代ノ最高ナルモノニ貸下シルモノトス(暫訂澳門批
地章程參照)
而シテ貸下ノ手續及賃借地上ノ權利ニツキテハ内外人ヲ區別セス

鑛業權

當地ニハ鑛區ナキヲ以テ採鑛ニ關スル法規ナシ

十三

2-1308

0497

蘭領東印度

土地所有權

當國ニ於テハ小面積ノ土地ヲ除キ土人以外ノ者ニ土地ノ所有ヲ許サス但シ土人以外ノ者モ或條件ノ下ニ之カ貸下ヲ受クルコトヲ得ヘシ今左ニ法制ノ大要ヲ舉ケム

490380

一、無主ノ土地ハ國有トス(一八七〇年總督府令第一一八號參照)

二、市街宅地、製造所建設地、牧場用地ハ十「バウ」(「バウ」ハ約七〇九六平方米突)以下ニ限り私人ニ拂下クルコトヲ得ヘシ而シテ拂下ヲ受クルモノ、國籍如何ニ依リテ其ノ條件ヲ異ニセス(同上)

三、其ノ他ノ土地ニアリテハ入札ニ依リ最高借地料ヲ申出ツル者ニ賃貸シ其ノ期限ノ最長期ハ七十五箇年トス(同上參照)

四、左ニ掲クル土地ニ關シテハ土人以外ノ内外人ノ土地所有ヲ禁ス但シ歐洲人及之ト同等ノ待遇ヲ受クルモノニ限り土人ハ當該官廳ノ許可ヲ得テ其ノ所有地ヲ賃貸スルコトヲ得

イ、「ソーロー」及「ジョリジャ」王領地(瓜哇島)
ロ、「サムバズ」王領地(ボルネオ島西岸ノ英領地ニ接スル地方)

ハ、「スマトラ」東海岸理事官管轄地
ニ、「リアウ」州内「リガ」

ホ、「シヤク」スリ、インドラプーラ(「スマトラ」島)
ヘ、自治ヲ許セル諸州

五、總督府ハ和蘭東印度會社及英領時代ニ於テ土人以外ノ者ノ所有スル土地ヲ國有ニ歸セシムルノ目的ヲ以テ本國議會ノ協賛ヲ經テ一九〇五年總督府令(第一八號)ヲ發布シ(一)内務部長ハ總督ノ訓令ヲ奉シ蘭國政府ノ名ニ於テ私人ノ土地ヲ買上クルコト及(二)右買上ノ爲政府ハ毎年五「ラクス」(五十萬グ)ヲ支出スヘキコトヲ定ム

六、土人ノ土地所有權ヲ相續ニ依ル所有權ト共有權トニ區別シ土人ノ所有地ニ設定セル地役權ハ名實共ニ土人以外ノ人民(蘭人ヲモ含ム)ニ移轉スルコトヲ得ス(一八七五年總督府令第一七九號參照)ト定ム但シ土人ハ該土地ヲ長期間賃貸スルコトヲ得

鑛業權

鑛區試掘ヲ出願シ得ル者ハ左ノ如シ

一、和蘭人

490381

十六

二、和蘭又ハ蘭領印度ノ住民即チ居住ノ事實ヲ當該官廳ニ於テ認メタルモノ

三、和蘭又ハ蘭領印度ニ於テ設立セラレタル會社ニシテ其ノ取締役、監査役又ハ業務擔當員中左ノ割合ニ從ヒ和蘭人又ハ蘭領印度ノ住民タルトキ

イ、有限責任會社ニアリテハ

(一) 取締役及監査役カ各一人又ハ二人ナル場合ニハ其ノ全員

(二) 取締役及監査役カ各二人以上ナル場合ニハ各其ノ多數

ロ、其ノ他ノ會社ニゾリテハ

(一) 業務擔當員カ一人又ハ二人ナル場合ニハ其ノ全員

(二) 業務擔當員二人以上ナル場合ニハ其ノ多數

四、蘭領印度以外ニ設立セラレタル會社ニシテ適法ナル代表者ヲ蘭領印度ニ置キタルモノ

右試掘人ハ試掘地ノ存スル州内ニ居住シ試掘並採掘中業務擔當員ハ其ノ鑛區ノ全部又ハ一部

ヲ支配スル地方官廳ニ居住籍ヲ有スルコトヲ要ス

試掘又ハ採掘ノ許否ハ總督ノ權限ニ屬ス

歐羅巴

英本國

英本國ハ土地所有權ニ關シテ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ生來ノ英國臣民ト同一ノ方法ニヨリ各種ノ動産、不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ處分スルコトヲ得但シ外國人ノ土地所有權ニ對シテ左ノ制限ヲ設ク

一、英本國以外ニ存スル不動産ヲ取得スルノ權利ヲ含マサルコト

二、英國臣民トシテ特有スル權利ニ就テハ特ニ明示シタル財産上ノ權利ノミ外國人ハ之ヲ有スルヲ得ルコト

三、其ノ他公法上ノ權利ハ包含セサルコト

(An Act to amend the Law relating to the Legal Condition of Aliens and British Subjects, 12th May 1870, § 2

参照)

十七

獨逸帝國民法第一條ハ「人ノ權利能力ハ出生ニ始ル」ト規定シ外國人ニ對シテ何等特別ノ制限ヲ設ケザルカ故ニ内外人共ニ等シク私權ヲ享有スルコトヲ得ルヲ原則トス

右ハ土地ノ權利ニ就テモ援用セラレヘキコト言ヲ俟タス

適法ニ獨逸帝國內ニ於テ存在ヲ認メテレタル法人ハ其ノ目的ノ範圍内ニ於テ法令ノ制限ナキ場合ニ限り土地ヲ取得スルヲ得ヘシ

然ルニ民法施行法第八八條ハ聯邦各國ノ法律ヲ以テ外國人カ土地ヲ取得セムトスル場合ニ其ノ政府ノ許可ヲ得ルコトヲ要ストノ規定ヲ設クルコトヲ是認シタルカ故ニ外國人ノ土地所有ハ聯邦各國法ニ依リ制限セラレ得ヘシ但シ現ニ斯ル制限ヲ設ケタルハ「ヘツセン」大公國アルノミ

茲ニ一言ヲ要スルハ「レンテンギューター」制度ナリトス此制度ハ人口稀薄ノ地方ヲ開發スルト同時ニ中小農地ノ發達ヲ計ルヲ目的トシ一定ノ資格アルモノニ土地ノ拂下ヲナシ一定ノ時期ニ於テ地代ノ形式ヲ以テ土地ノ代價ト其ノ利息トヲ納付シ以テ土地所有權ヲ取得セシムルノ方法ナリ而シテ右制度ハ農民釋放、土地解擔後既ニ其ノ端ヲ開キタルモ普國カ一八八六年

内地植民政策ヲ採用セシ以來漸次完備ノ域ニ達セリ

一八八六年四月二十日ノ普國法律ノ主眼トスル所ハ「ウエストプロイセン」及獨領波蘭地方ニ獨逸農民ヲ移植シ中小農地ノ開發ヲ計ルト共ニ該地方ヲ獨逸化セムトスルニアリキ是ヲ以テ生來ノ獨逸帝國民又ハ外國ニ歸化シタル帝國民ニシテ再ヒ帝國ノ國籍ヲ恢復セルモノニ「レンテンギューター」ノ取得ヲ許セリ(一八八六年四月二十日、一八九〇年五月二十七日、一八九一年七月七日、一八九六年六月八日及一九〇〇年七月十二日ノ各法律參照)

佛蘭西

土地所有權

490383

佛國民法第一一條ハ外國人カ佛國ニ於テ享有スヘキ私權ノ範圍ハ其ノ本國カ條約ニ依リ佛國人ニ許與シ又ハ許與スヘキ權利ノ範圍ト同一タルコトヲ明示シ相互主義ヲ採用セリ然ルニ各種ノ特別法ハ外國人ニ諸種ノ私權ヲ與ヘ且ツ外國人ノ相續遺贈又ハ贈與ニ關スル民法第七二六條及第九一二條ノ制限規定ヲ廢止セルヲ以テ現今ニ於テハ土地所有權ノ取得、享有及處分ニ關シ内外人間ニ何等ノ區別ナキコト、ナレリ

礦業權

佛國ニ歸化セサル外國人モ礦業權ヲ取得スルコトヲ得ヘシ(一八一〇年四月二十一) (日法律第一三條參照)

露西亞

土地所有權

外國人ハ露國人ト同一ノ條件ヲ以テ露國內ノ土地ヲ所有スルコトヲ得(法典第九卷第八三〇條參照)即チ内外人平等主義ヲ採用セリ但シ此原則ニ左ノ除外例ヲ設ク

- 一、「クリミヤ」ニ於テ土地ヲ所有セムトスル外國人ハ左ノ官廳ノ一ノ許可ヲ經ルヲ要ス
 - イ、タウリイナエスカヤ縣知事
 - ロ、セワストポリ警視總監
 - ハ、ケルナエニカレ警視總監
- 二、「クラスノウ、オドスク」市(後高加索州)ニ於テ土地ヲ所有セムトスル外國人ハ陸軍大臣ノ許可ヲ要ス(法典第九卷第八三〇條參照)
- 三、高加索ノ數地方ニ於テハ工場、製造場ノ設立、維持又ハ礦業ノ目的ニ限り外國人ノ不動產所有ヲ許セリ但シ高加索大守ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス(法典第九卷第八三〇條參照)
- 四、左ノ諸地方ニ於テハ外國人ノ不動產所有ヲ禁ス

イ、次ノ諸縣ノ港又ハ市ノ外

(一) 波蘭王國內ノ十縣

(二) ベツサラブスカヤ

(三) ヴイレンスカヤ

(四) ヴイラブスカヤ

(五) ヴオルインスカヤ

(六) クルリヤンドスカヤ

(七) リフリヤンドスカヤ

(八) ミンスカヤ

(九) ボドリスカヤ

ロ、ソスノウイツク市

(法典第九卷第八三〇條附則第一參照)

ハ、ステアノイ總督府管内(「アクモリンスカヤ」州制第三三六條等及土耳其斯坦地方制第二六二條)

ニ、黑龍州

ホ、沿海州

ヘ、土耳其斯坦地方

(以上法典第九卷第八三〇條備考第二「アクモリンスカヤ」州制第三三六條等及土耳其斯坦地方制第二六二條參照)

五、芬蘭「オストゼイスカヤ」三縣「ポルタフスカヤ」、「チエルニコフスカヤ」、「ベツサラブスカヤ」諸縣及波蘭王國內ノ十縣ニ於テハ不動産所有權ニ關スル特別法實施セラル

右ノ諸縣中

イ、ユストリヤンドスカヤ

ロ、チエルニコフスカヤ

ハ、ポルタフスカヤ

ニ於テハ外國人ハ露國人ト同一ノ條件ヲ以テ不動産ヲ取得シ又之ヲ所有スルコトヲ得

六、芬蘭ニ於テハ外國人カ土地ヲ所有セムトスル時ハ勅許ヲ經ルコトヲ必要トス

(附) 「リフリヤンドスカヤ」等諸縣波蘭十縣ノ市外及「ソスノウイツク」市ニ於ケル外國人ノ待遇ハ四ノイ及四ノロヲ見ルヘシ

鑛業權

一、土地ノ内部ニ作業スルノ權利ハ土地ノ所有者又ハ土地ノ所有者ヨリ此ノ權利ヲ取得シタ

ル者ニ屬スルカ故ニ(鑛業法第一九三條、第一九四條、第二三三條)鑛區採掘ノ權利ヲ享有スルニ其ノ土地ヲ取得シ、所有シ又ハ之ヲ賃借スルノ能力ヲ有スルモノタルコトヲ要スサレハ外國人ニ土地又ハ土地上ノ權利ノ取得所有ヲ認メサル諸縣即チ「リフリヤンドスカヤ」、「クルリヤンドスカヤ」、「コウエンスカヤ」、「ウイレンスカヤ」、「ジロドネンスカヤ」、「ミンスカヤ」、「ウイテブスカヤ」、「キエフスカヤ」、「ウオルインスカヤ」、「ボドリスカヤ」、「ベツサラブスカヤ」ノ諸縣、波蘭十縣ニ於テハ外國人ハ鑛業ヲ營ムコトヲ得ス(鑛業法第三四一條附則及法典第九卷第八三〇條附則第二參照)

二、以上ノ外國人ハ次ノ諸地方ニ於テ鑛業權ヲ取得スルコトヲ得ス

イ、土耳其機斯日地方

ロ、セミバラチンスカヤ縣

ハ、ウスタカメノゴルスキイ及ザイサンスキイ郡以外ノステアノイ總督府管内

三、高加索ノ數地方ニアリテハ外國人カ鑛業權ヲ取得スルニハ大守ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス(法典第九卷第八三〇條附則第二一條參照)

四、高加索ノ採油區ニ於テハ外國人ハ左ノ官廳ノ許可ヲ經ルニアラサレハ其ノ採油權ヲ取得スルコトヲ得ス

イ、高加索大守及商工務、内務、大藏ノ三大臣

ロ、然ラサレハ高加索大守及陸軍大臣

(鑛業法第五四七條備考第一及第五四四條備考第二ノ附則第六條備考第一參照)

五、左ノ諸地方ニ於テ鑛業權ヲ取得セムトスル外國人ハ内閣會議ノ許可ヲ經ルヲ要ス

イ、沿海州

ロ、薩哈噠島

ハ、エニセイスカヤ縣

ニ、ウシンスキイ郡

六、左ノ諸地方ニ於テハ皇帝ノ官房局ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

イ、セミバラチンスカヤ縣

ロ、ウスタカメノゴルスキイ郡

ハ、ザイサンスキイ郡

ニ、トムスカヤ縣

ホ、アルタイスキイ郡

七、左ノ諸地方ニ於テハ勅許ヲ經ルコトヲ要ス



490386

- イ、エニセイスカヤ縣
- ロ、南部イルクツスカヤ縣
- ハ、後貝加爾州
- ニ、黒龍州

上記各種ノ場合ニ於テ鑛業權ハ外國人ナシテ之ヲ有セシムルモ國家ノ利益ニ反セスト認メラレタル場合ニ限り許可セラル、モノトス(鑛業法第二六七條及同條第六項 備考第一、第二、第三、第四參照)
 而シテ前記地方ニ於テ鑛業上ノ労働ニ從事セムト欲スル外國人ハ當該地方最高行政官廳ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス但シ清國人ハ鑛業上ノ労働者タルコトヲ得ス(鑛業法第六六一條附則 第五項ノ備考第二參照)

奧地利 洪牙利

土地有所權

外國人ハ原則トシテ内國人ト同様ニ私權ヲ享有スルコトヲ得レトモ其ノ本國ニ於テモ亦奥國人ニ同一ノ權利ヲ許與スルコトヲ條件トス(民法第三三條參照)即チ私權ノ享有ニ關シ相互主義ヲ採用セ

此規定ニ基キテ奥國人ニ土地ノ所有ヲ許容スル國ノ人民ハ奥國ニ於テ同一ノ權利ヲ享有ス而シテ其ノ本國ニ於テ奥國人ニ土地所有ヲ許スヤ否ヤヲ立證スルノ義務ハ其ノ外國人ニアリトス

但シ外國人カ奥國ニ於テ享有スルコトヲ得ル土地ノ權利ハ奥國人カ奥國ニ於テ享有スルコトヲ得ルモノニ限り假令其ノ外國ニ於テ以外ノ權利ヲ奥國人ニ與フルモ其ノ權利ノ許與ヲ主張スルコトヲ得ス

而シテ右規定ハ内國人タルコトヲ土地取得ノ要件トセル場合ニハ適用セサルカ故ニ法律ヲ以テ内國人ノミニ許與スル土地又ハ土地上ノ權利ハ外國人ニ於テ之ヲ取得スルヲ得ス

490387

鑛業權

鑛區ニモ土地ト同様ニ相互主義ヲ適用スルモノ、如シ

洪牙利ニ關シテモ亦同シ

伊太利

土地所有權

伊國ハ土地ノ所有ニ關シテ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ内國人ト同様ニ民法ニ規定セル
不動産上ノ權利ヲ取得シ、享有スルコトヲ得(民法第三
條參照)

而シテ右原則ノ例外ト認ムヘキ何等ノ規定存セサルヲ以テ尠クトモ本國ニ於テ内外人平等主
義ハ完全ニ行ハル、モノ、如シ但シ植民地ニ於テハ多少ノ制限ヲ設ク即チ

一、「エリトリヤ」ニ關シテハ伊國勅令草案第一條ニ於テ該州ニ於ケル土地ハ國家ノ所有ニ屬
スルコトヲ明言セルト同時ニ同第二條ニ土地ヲ三種ニ分類シ第二四條ニ於テ第一種並
第二種ノ土地ハ外務大臣ノ許可ヲ經ル時ハ外國人ト雖モ之ヲ讓受クルコトヲ得第三種ノ
土地ノ讓受ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘキコトヲ規定セリ

(註) 在伊帝國大使館ノ報告ニ依レハ該勅令ハ未タ公布セラレサレトモ政府當局者ニ於テ第二條ニ於ケル第
三種地ノ讓受ニ關シ内外人間ニ差別ヲ設ケサル意圖ナル由

一、「ベナチール」ハ國境ノ區劃モ明確ナラスシテ土地賣買ニ關スル法規モ存在セズ
(註) 在伊帝國大使館ノ報告ニ依レハ政府當局者ハ二年後ニ「エリトリヤ」ト同一ノ法規ヲ制定スヘシト明言
セリ

490388

鑛業權

三十

鑛業法ハ鑛區ヲ不動產ト認ムル旨ヲ明言セルヲ以テ(一八五九年十一月二十日鑛業法第一六條參照)鑛區ニ對シテモ不動產ニ關スル法規ヲ適用ス

鑛業權ニ關シテハ鑛業法第三八條ニ「内外人ヲ論セス法定ノ條件ヲ具備セハ鑛區探掘ノ許可ヲ受クルコトヲ得」ト規定シ内外人ヲ區別セス本法ハ先ツ「ビエモンテ」、「リグリア」、「サルディニア」及「ロンバルディア」ノ四州ニ又其ノ翌年三月十三日ニハ「マルタ」州ニ實施セラレタリ其ノ他ノ各州ニ於テハ尙ホ從來ノ特別法存在スルモ内外人ヲ區別スルコトナシ

西班牙

當國ハ土地所有權及探鑛權ニ關シ内外人平等主義ヲ採用シ民法ハ私權ノ享有ニ就キ内外人ヲ區別セス鑛業法モ亦内外人ヲ區別セス

三十一

2-1308

0506

490389

葡萄牙

外國人ハ王國內ニ於テ内國人ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有シ、處分スルコトヲ得

和蘭

土地所有權

外國人カ内國人ト等シク土地ヲ所有シ得ルハ左ノ場合ニ限ル

- 一、王國政府ノ許可ヲ得テ國內ニ住所ヲ定メ市町村役場ニ右許可ヲ證言シタル場合
- 二、國內ノ市町村ニ住所ヲ定メ六箇年間之ヲ繼續シタル後右住所地ノ市町村役場ニ王國內ニ定住スルノ意思ヲ表示シタル場合

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

490390

白耳義

三十四

土地所有權

憲法ハ法律ノ制限ナキ限り國內ニ在ル外國人ノ財産權ヲ保障シ(憲法第一二) 其ノ享有スヘキ權利ノ内容ハ民法ヲ以テ之ヲ定ム即チ外國人カ白國民ト同一ノ私權ヲ享有セムトセハ其ノ本國ニ於テモ白國民ニ右ト同一ノ私權ヲ許與スヘシトノ條約アルヲ要ス(民法第一)

相續權ニ關シテハ一八六五年四月二十七日ノ法律ニ依リ外國人ハ白國民ト同様ニ相續權ヲ有シ相續財產ヲ取得シ又之ヲ處分スルコトヲ得(同法律第三條參照)

白國民ト外國人トノ間ニ分割セラルヘキ相續財產中白國ニ存在スルモノト然ラサルモノトアル場合ニ於テ若外國ニ存スル遺產カ其ノ國ノ法律又ハ慣習等ニ依リ白國民ノ相續ヲ許サ、ル時ハ白國民ハ外國所在ノ遺產ニ對シ有スル權利ト同一ノ價格ニ就キ白國ニ存スル遺產ニ對シ優先權ヲ有ス(同上第四條參照)

鑛業權

自然人、法人又ハ組合タルヲ問ハス内外人ハ等シク探鑛權ヲ有ス(一八一〇年四月二十一)日鑛業法第一三條參照)

瑞 西

瑞西ハ土地所有權並鑛業權ニ就キ内外人平等主義ヲ採用シ各州(Canton)ハ各別ニ鑛業法ヲ制定スルモ均シク内外人ニ同一ノ權利ヲ許與セリ

三十五

490391

丁 抹

當國ニ於テハ土地所有權ニ就キ内外人ヲ區別セス

鑛區ノ所有ニ關シテモ亦同シ

三十六

瑞 典

土地所有權

外國人ハ政府ノ許可ヲ得ルニ非サレバ土地ヲ所有スルコトヲ得ス但シ土地ニ附着セル僧職授
與權 Right of Ecclesiastical Patronage ナ許與セス

(附) 外國人カ、土地ヲ所有スル瑞典内國法人ノ株主トナリ又土地ヲ目的トシタル抵當權ヲ取得スルコトヲ妨ケス

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

00000

三十七

888001

490392

セルヴィア

外國人ハ條約ニ依ル外土地ヲ所有スルコトヲ得ス所謂條約相互主義ヲ採用ス

三十八

ルーマニア

外國人ハ相續ニ依ル場合ヲ除キ都市以外ノ土地ヲ所有スルコトヲ得

三十九

2-1308

0510

490393

北亞米利加

北米合衆國

總論

北米合衆國ニ於テハ聯邦憲法ニ列舉セル事項ヲ除キ其ノ他ノ事項ニ關シテハ諸州各本來ノ州權ヲ保留シ外國人ノ土地所有ノ如キモ各州隨意ニ其ノ許否ヲ定ムルカ故ニ之ニ關スル法制ノ相錯綜セルハ自然ノ數ナリトス

然レトモ熟各州ノ法制ヲ概觀スルニ自ラ系統ノ存スルモノアルヲ見ル其ノ特色ニヨリテ之ヲ彙類スレハ左ノ如シ

一、内外人平等主義ヲ採用シ合衆國民ト同様ニ土地所有ヲ許スモノ

メーソン

マサチユセッツ

490394

712.107
1910.7

ロードアイランド
 ニュージャージー
 ヴァージニア
 ウェストヴァージニア
 メリーランド
 ノースカロライナ
 ジョージア
 フロリダ
 ミシガン
 オハヨー
 アーカンソー
 テンネッシー
 ルイジアナ
 ノースダコタ
 サウスダコタ

カンザス
 モンターナ
 アイダホ(礦業權ノミ)
 コロラド
 オレゴン
 ネヴァーダ

二、州内ニ住所ヲ有スル外國人ニノミ土地所有ヲ許スモノ
 ニウハンブシア
 カネナカト
 ウィスコンシン
 インディアナ
 ミシシッピ
 アイオウ
 オクラハーマ
 テキサス

四十二

四十三

2-1308

0512

ワイオミング

三、住所ヲ有スル外國人ニハ完全ナル土地所有權ヲ許與スルモ住所ヲ有セサルモノニ對シテハ一定ノ制限ヲ設クルモノ

カネチカット

礦業ノ爲ニ土地所有ヲ許ス

ネブラスカ

營業又ハ住居ノ爲ニ土地所有ヲ許ス

ワイスコンシン

三百二十「エーカー」以下ノ土地ノ所有ヲ許ス

四、合衆國民トナルノ意思ヲ表示スルコトヲ以テ土地取得ノ要件トナスモノ

ミネソタ

ミズーリー

アイダホ

ワシントン

デイストリクト、オプ、コランビヤ

テリトリーズ

五、合衆國民トナルノ意思ヲ表示スルコト及本州ニ住所ヲ有スルコトヲ土地所有ノ要件ト

ナスモノ

ペンシルヴァニア

デラウェア

ゲンタッキー

ニューヨーク

六、外國人ニ土地所有ヲ許與セサルモノ

ヴァモント

カリフォルニア

七、外國人ノ所有スル土地ノ面積、所有期間等ニ或制限ヲ設クルモノ

ニューヨーク

合衆國民トナルノ意思ヲ表示セル時ヨリ六箇年間土地所有ヲ許ス

ペンシルヴァニア

一定ノ要件ノ下ニ五百「エーカー」又ハ毎年ノ收入二萬弗ヲ超エサル土地ノ所有ヲ許ス

サウスカロライナ

五百「エーカー」以下ノ土地ノ所有ヲ許ス

ヴァージニア

担保權行使ノ結果取得セル土地ノ所有期間ハ五箇年トス

イリノイ

成年ニ達シタル時ヨリ六箇年間土地所有ヲ許ス

ケンタッキー

住居及營業用ニ供スル土地所有期間ハ二十箇年相續ニ由リ取得セルモノハ八箇年トス

八、相互主義ヲ採用スルモノ

九、特ニ擔保權行使ノ結果及相續ニ依リ土地ノ取得ヲ許スモノ

ニューヨーク

ペンシヴァニア

デラウェア

サウスカロライナ

アイオワ

ミズーリー(相續ノ場合ノミ)

テキサス

アイダホ

ユタ

ディストリクト、オプ、コロンビア

一〇、一定ノ條件ノ下ニ外國法人ニ土地所有ヲ許スノ法規ヲ有スルモノ

ウイスコンシン

ミネソタ

アイオワ

ミズーリー

アイダホ

オレゴン

如此米國ノ諸州ハ州ニヨリ外國人ノ土地所有ニ關スル法制ヲ異ニスルモ特ニ注意ヲ値スルモノナキニアラス其ノ主ナルモノハ

一、擔保權行使ノ結果土地ノ取得ヲ許スコト

英米法ニ於ケル Mortgage ハ實質上不動産質權又ハ不動産抵當權ニ該當スル内容ヲ有スル擔保權ナレトモ其ノ形式ハ讓戻約款附讓渡ナリ債務者ハ擔保ノ目的タル不動産ヲ質權者ニ讓渡シ若辨濟期ニ於テ債務ヲ履行スル場合ニハ之ヲ債務者ニ再讓渡シ其ノ不履行ノ場合ニハ債務者ノ手ニ歸セシムル特質ヲ備ヘ所謂流質ニ類ス茲ニ於テ彼ノ Foreclosure ナルモノアリ Foreclosure トハ既ニ擔保トシテ讓渡セル物ヲ取戻ス權利ヲ消滅セシムルノ謂ニシテ擔保權本來ノ性質ニ基キ債務不履行ノ場合ニ讓戻約款附讓渡ノ約款ヲ債務不履行ノタメ除外スルノ義ナリ然ルニ斯ノ如キ流質的性質ヲ有スル擔保權ハ債務者ニ不利益ヲ與フルコト大ナルヲ以テ本制度ノ起原タル英國法ニアリテモ幾多ノ變遷アリ而シテ英國法ヲ繼受セル米國法ハ目的タル不動産ノ價格ト債務額トノ均衡ヲ維持スルニ努メタルモノ、如シ

抑モ對物信用ナルモノハ債權者ニ完全ナル擔保權ヲ許與スルコトニ因リ安固ナルヲ得ヘキモノニシテ一定ノ制限ノ下ニ其ノ行使ヲ許シ或ハ全然其ノ行使ヲ禁スルカ如キコトアラバ擔保制度ハ有名無實ニ歸セムノミ是ヲ以テ外國人ニ土地所有權ヲ許與セサル諸州ニアリテモ尙ホ不動産上ノ擔保權ノ Forclosure ノ結果不動産取得ヲ債權者タル外國人ニ許セルハ大ニ理ノ存スル所ナリ(例「サウスカロライナ」、「ワイスコンシン」、「ミネソタ」、「ミズーリー」)

二、外國人ニ相續ト遺贈トノ結果不動産ヲ所有スルヲ許スコト

蓋現代私有財産制ノ運用ハ相續制度ノ完備ニヨリテ其ノ圓滿ヲ期スベキモノナリ若夫土地ノ所有者カ外國人タルノ故ヲ以テ其ノ相續及遺贈ヲ否認セラシ本人ノ死後之ヲ國庫ニ沒收シ或ハ法律ノ力ヲ以テ生前ニ於テ何等ノ關係ナキモノニ繼承セシムルカ如キハ私有財産制ノ基礎ヲ薄弱ナラシムル所以ナリ

是ヲ以テ米國ニ於テハ外國人ニ土地所有ヲ許サシル州ニアリテモ尙ホ相續遺贈ニ由ル土地所有ヲ認メタリ(例「ワイスコンシン」、「ミネソタ」、「ミズーリー」)

三、終期附所有權ヲ認メタルコト

土地所有權ニ終期ヲ附スルハ全ク土地所有禁止ナル排他主義ヲ緩和スルノ趣旨ニ出テタルモノニシテ一面ニ於テハ外國人ノ取得セル土地ヲ沒收スルカ如キ酷薄ナル措置ヲ避ケ又他ノ一

面ニ於テハ排他主義ト私有財産制ノ維持トヲ調和スルヲ目的トス

別言スレバ現代ノ社會ニ於テ如何ニ排他ノ方針ヲ採ルモ猶ホ擔保ト相續制トヲ無視スルヲ許サス然リテカテ擔保、相續ノ兩制度ヲ遂行スルハ土地ニ關スル本來ノ主義ヲ害スルモノアリ是ヲ以テ折衷的ノ所有權ヲ認ムルニ至リタルモノ、如シ即チ特定ノ期間擔保權ノ Foreclosure 又ハ相續ヲ許容スルト同時ニ或期間内ニ於テ合衆國民タル相當ノ買受人ヲ發見シテ之ニ賣渡スヘキコトヲ命シタリ(例「サウスカロライナ」、「イリノイ」、「ケンタッキー」、「アイオワ」)

四、條約ハ最高國法ナリトノ主義ヲトルコト

合衆國憲法ハ「憲法ニ基キ制定セル合衆國法律及既ニ締結セル條約及合衆國ノ名ニ於テ締結シ又ハ締結セラレタル諸條約ハ國內ノ最高法タルヘシ各州ノ裁判官ハ之ニ抵觸スル各州ノ憲法及法律ヲ否定スベキモノトス」ト規定シ又或州法中ニハ特ニ外國人ニ土地所有權ヲ許與スヘキ旨ヲ條約ニ依リテ定ムル時ハ縱令州法中反對ノ規定アルモ條約上ノ保障ハ尙ホ有效ナルコトヲ明言スルモノアリ(例「ミズーリー」、「テリトリーズ」)

米國ニ於テハ紐育「ミシガン」等ノ數州ヲ除キ其ノ他ノ諸州ノ法制ハ採續權ヲ土地所有權ノ一

490398

五十

部ト見做セルナ以テ土地ノ所有ヲ外國人ニ許サ、ル州ニ於テハ又外國人ノ採鑛權ヲモ認メス

一、米國鑛業法ニ據ルニ米國民又ハ米國民トナルノ意思ヲ表示シタル外國人ハ左ノ諸州及

「テリトリーズ」ニ於ケル米國國有鑛區ヲ取得シ又特許 (Patent) ヲ受クルノ權利ヲ有ス

フロリダ

ミシシッピ

アーカンソ

ルイジアナ

ノースダコータ

サウスダコータ

ネブラスカ

オクラハーマ

モンターナ

ワイオミング

アイダホ

ユター

コロラド

ワシントン

オレゴン

カリフォルニア

ネヴァーダ

アリゾーナ

ニューメキシコ

アラスカ

インディアナ、テリトリー

ポートルコ

布哇

比律賓

各州及「テリトリーズ」ノ創設ニ係ル法人ハ外國人タル株主ヲ有スルモ合衆國民ト等シク鑛業權ヲ有ス

一、最初鑛業法適用區域内ニ屬セシモ後ニ除外セラレタルモノ

五十一

2-1308

0516

490399

ウイスコンシン
ミシガン

アラバマー

ミネソタ

カンザス

ミズーリー

三、鑛業法適用区域内ニアルモ該法實施前ニ鑛區ノ處分濟トナリシモノ

イリノイ

インディアナ

オハヨー

アイオウ

茲ニ注意スヘキハ鑛業法ノ適用ヲ受ケサル諸州ト雖モ其ノ州内ニ存スル米國固有含鹽地
ノミハ其ノ適用ヲ受クルモノトス

四、米國固有ノ鑛區ナキ州ハ左ノ如シ

メーン

ニューヨーク

ヴァモント

ニウハンプシャー

マサチューセツツ

ロードアイランド

カネナカット

ペンシルヴァニア

ニュージャージー

ヴァージニア

ウエストヴァージニア

メーリーランド

デラウェア

メドスカロライナ

サウスカロライナ

ジョージア

490400

ケンタッキー
テンネシー
テキサス

五十四

第一メーン州 (Main)

土地所有權

外國人ハ本州ニ於テ不動産及不動産上ノ權利ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ又ハ之ヲ遺贈スルコト
ヲ得ルノミナラス現行法實施以前ニ於ケル不動産ノ讓渡及遺贈ハ凡テ有效ト看做サル
(Revised Statutes, Title 7,
Chap. 75, Sec. 2 参照)

但シ外國人カ或印度人部落ヨリ樹木ヲ買受ケ又ハ之ヲ取得スルコトヲ禁ス

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

五十五

2-1308

05 18

土地所有權

本州ニ於テハ外國人カ土地所有權ヲ享有スル場合ヲ左ノ二種ニ區別セリ

一、合衆國民ニ不動産所有權ヲ許與スル國ノ人民ハ合衆國民ト同様ニ本州ニ於テ不動産ヲ取得シ、所有シ、又之ヲ讓渡スルヲ得即チ本州ハ土地所有ニ關シ相互主義ヲ採用セリ

(Consolidated Laws of New York)
Art. II, Sec. 10 参照

但シ一八九七年五月十九日前ニ開始セラレタル不動産沒收手續ニハ何等ノ影響ヲ及ホス
エトホシ

二、適法ニ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シ合衆國內ニ住所ヲ定メ引續キ住所ヲ有セムトスル文書ニヨル陳述 (Written deposition) ナ當該官憲 (捺印證書ノ證據力ヲ確認スル權限ヲ有スル官吏ヲ云フ) ニナスモノハ六箇年間土地ヲ所有スルコトヲ得

右陳述ハ當該官吏ノ證明ヲ受ケタル後之ヲ國務省ニ提出シ帳簿ニ登録ス而シテ右陳述ハ外國人ノ合衆國內ニ住所ヲ有スル推定證據ト認メラル

而シテ外國人ニシテ右一切ノ手續ヲナシ又ハ合衆國民タル資格ヲ得タルモノ、其ノ手續前又ハ資格取得前ニ於ケル不動産上ノ權利ノ授受ハ其ノ後ニ於ケル行爲ト同様ニ有效ナリ但シ(一)受遺者タル外國人カ前述ノ陳述ヲ爲シ又(二)遺贈者ノ死亡後一箇年以内ニ合衆國民タル資格ヲ得或ハ(三)其ノ未成年者ナル場合ニハ成年ニ達シタル後一箇年以内ニ合衆國民トナルノ資格ヲ得タルトキハ遺贈ハ有效ナリトス
其ノ他陳述後六箇年以内ニシテ未ダ合衆國民タルノ資格ヲ得サル前ニ終期附所有權者タル外國人カ死亡セル場合ニハ(一)死亡者ノ寡婦ハ其ノ寡婦分(Dower)ヲ取得シ(二)無遺言ニテ死亡セルモノ、相續人ニシテ(イ)合衆國民タルノ資格ヲ得又ハ(ロ)前掲ノ陳述ヲナセルモノハ不動産ヲ繼承ス但シ合衆國民タル資格ノ獲得又ハ陳述ハ被相續人ノ死亡後一箇年以内ニ、未成年者ナル場合ニハ成年ニ達シタル後一箇年以内ニ之ヲナスヲ要ス(参照 Art. Sec. 13)

鑛業權

「セント、コーレンス」郡ニ存スル鑛地ニ關シ特別ノ規定ヲ設ケ(参照 Art. Sec. 16) 同郡内ノ鉛、銅、鑛、鐵、鑛脈ノ所有者ニ二十箇年間之ヲ外國人又ハ外國會社ニ讓渡又ハ賃貸スルヲ許セリ而シテ右外國人ハ生來ノ合衆國民ト同一ノ待遇ヲ受クルモノトス

490402

二、左ノ鑛區ハ州ニ屬ス

イ、金銀鑛區

ロ、合衆國民ニアラサル者ノ所有スル土地ニ存スル他ノ金屬鑛區

ハ、合衆國民ノ所有スル土地ニ存スル金銀外ノ金屬鑛區ニシテ其ノ粗鑛ノ平均價格カ銅

錫、鐵及鉛又ハ其ノ一ノ價格ノ三分ノ二以下ナルモノ

ニ、州有地内ニ存スル鑛區

五十八

第三 ヴァーモント州 (Vermont)

土地所有權及鑛業權

本州ハ外國人ニ對シ不動産上ノ權利ヲ許與セス

但シ州政府ニ於テ外國人ノ所有スル土地ヲ沒收セルコトナシト云フ

五十九

2-1308

0520

490403

第四 ニウハンプシャー州 (New Hampshire)

六十

土地所有権

本州ニ住所ヲ有スル外國人ハ生來ノ合衆國民ト等シク不動産ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ、遺贈シ又之ヲ相續セシムルヲ得 (Public Statutes and Session Laws of New Hampshire, Sec. 16 参照)

鑛業権

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第五 マサチューセッツ州 (Massachusetts)

土地所有権

本州ニ於テ外國人ハ不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡スルコトヲ得
前所有者タル外國人ヨリ不動産ヲ取得シタル場合ニ於テモ其ノ權利ハ無効ニアラス (Revised Laws of Massachusetts, Chap. 134, Sec. 1 参照)

鑛業権

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

六十二

第六 ロードアイランド州 (Rhode Island)

六十二

土地所有権

本州ハ土地所有権ニ關シ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ内國人ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡スルコトヲ得而シテ不動産ノ前所有者カ外國人タル場合ニ於テモ不動産上ノ權利ハ無効ニ歸スルコトナシ (General Laws of Rhode Island, Chap. 201, Sec. 4 參照) 但シ現行法實施前ニ州政府カ貸借借免除 (Release) ナナシ又ハ讓渡セル不動産上ノ權利ハ此限ニアラス

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第七 カネチカット州 (Connecticut)

土地所有権

不動産上ノ權利享有ニ關シテハ外國人カ本州ニ住所ヲ有スルト否トニヨリテ區別ヲ設ク即チ一、本州又ハ他州ニ住所ヲ有スル外國人ハ不動産上ノ權利ノ取得、享有ニ關シ特種ノ制限ナキヲ以テ本州民ト同様ナル取扱ヲ受クルモノト思惟ス 二、本州又ハ他州ニ住所ヲ有セサル外國人モ石切、採鑛、選鑛、熔鑛其ノ他之ニ加工スルタメニ要スル土地ヲ取得スルヲ得ヘシ但シ取得後十箇年以内ニ上記ノ目的ノタメニ之ヲ利用セサルトキハ右ノ權利ハ其ノ最後ノ讓渡人若之ナキトキハ其ノ相續人ニ移轉ス而シテ讓渡人又ハ其ノ相續人カ合衆國內ニ住所ヲ有セサル時ハ本州ニ歸屬スヘシ 然レトモ取得後十箇年以内ニ合衆國ト右外國人カ住所ヲ有スル國ト開戦スルカ又友誼關係ノ中止セラレタルトキハ時効進行ハ中止セラル (State Laws regulating the Ownership of Land, Real Estate and Mining Rights of Aliens, Title 35, Chap. 341, Sec. 4411 參照)

六十三

490405

六十四
讓渡シ又相續セシムルコトヲ得但シ讓受人又ハ其ノ相續人ニシテ合衆國內ニ住所ヲ有セサル外國人ナル場合モ如上ノ制限ノ下ニ權利ヲ享有スルコトヲ得 (Ibid. See 412) (參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ法令ナシ

第八 ペンシルヴェニア州 (Pennsylvania)

土地所有權

本州ニ於テハ外國人ノ土地所有權ニ關シニ種ノ場合ヲ區別セリ

一、相續及遺贈

外國人ハ相續又ハ遺贈ニ依リ本州民ト同一ノ方法ヲ以テ不動産ヲ取得シ、所有シ、處分スルコトヲ得ヘシ

遺贈又ハ相續ニ依リ取得シタル不動産ハ遺言又ハ法律ノ規定ニ依ル相續人カ外國人タル身分ヲ有ストモ之ヲ州ニ沒收スルコトヲ得ス

然レトモ外國人ノ本國及合衆國カ交戰中ハ該不動産ノ沒收ヲ妨ケサルモノ、如シ

(Parton's Digest)
(Aliens 參照)

二、買 受

イ、一般ノ場合

外國人ハ左ノ條件ニ該當スル場合ニハ州民ト同様ニ買受ニヨリテ完全ニ不動産ノ所有

權ヲ取得シ、所有シ、處分スルコトヲ得

(一) 買受人ハ本州内ニ住所ヲ有スル外國人ナルコト

(二) 合衆國ト交戦中ノ外國ノ人民ニアラサルコト

(三) 土地ノ買受前合衆國ノ法律ニ遵據シテ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタルコト

(四) 買受クヘキ土地ハ五百「エーカー」以下ナルコト

(四) ハ其ノ外國人カ事實上合衆國民ト爲ルニ至ル迄ノ條件ナリ

ロ、特別ノ場合

(一) 合衆國內ニ住所ヲ有スル外國人カ現行法實施以前有效ナリシ法律ニ遵據シ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シテ不動産ヲ買受ケタル時ハ其ノ買受ハ適法ナリ

(二) 合衆國ト交戦中ノ外國ノ人民モ左ノ條件ニ該當スルトキハ合衆國民ト同様ニ本州ニ於テ不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡スルコトヲ得

(イ) 一八二二年六月十八日本州内ニ住所ヲ有シ爾來引續キ住所ヲ有スルコト

(ロ) 其ノ目的タル土地ハ二百「エーカー」以下ナルカ又ハ價格二萬弗ヲ超エサルコト

(三) 本州内ニ住所ヲ有スル移住者ニシテ不動産ヲ買受ケタル後合衆國法律ニ遵據シテ歸化シタルモノ、買受行爲ハ買受ノ際既ニ合衆國民タル身分ヲ有セシモノ、ナセ

ルト同一ノ效力ヲ有ス

(四) 現行法實施以前外國人カ買受ケタル土地ニシテ次ノ條件ヲ備フル者ノ買受ハ有效ニシテ外國人ハ生來ノ合衆國民ト等シク該不動産ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ又ハ相續セシムルコトヲ得ヘシ

(イ) 買受ノ當時合衆國ト交戦中ニアル外國ノ人民ニアラサルコト

(ロ) 其ノ目的タル土地ハ五百「エーカー」以下ナルコト

(五) 現行法實施以前外國人カ二百「エーカー」以下ノ土地ヲ買受ケ又ハ相續、遺贈等ニ依リ之ヲ繼承シタルトキハ其ノ行爲ハ有效ニシテ生來ノ合衆國民ト同様ニ之ヲ取得シ、所有スルコトヲ得ヘシ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

490407

第九 ニュージャージー州 (New Jersey)

土地所有権ニ關シテハ内外人平等主義ヲ採用ス

外國人ノ鑛業權ニ關シテハ特別ノ規定ナシ

六十八

第十 ヴァージニア州 (Virginia)

土地所有権

本州ハ土地所有権ニ關シ内外人平等主義ヲ採リ敵ニ非サル外國人ハ本州民ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有シ又ハ讓渡スルコトヲ得而シテ取得方法ノ賣買ニ依ルト相續ニ依ルトナ間ハス何等特別ノ制限ヲ受ケス (Virginia Code, Title 4) (Chap. 6, Sec. 43 参照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

六十九

2-1308

0525

490408

第十一 ヴェストヴァージニア州 (West Virginia)

土地所有権

本州ハ土地所有権ニ關シテ内外人平等主義ヲ採用ス凡ソ外國人ニシテ敵國民ニアラサル以上本州民ト同一ノ方法ヲ以テ賣買又ハ相續ニ依リテ本州内ノ不動産ヲ取得シ、所有シ、又其ノ所有スル不動産ヲ讓渡シ、遺贈スルコトヲ得ヘシ

外國人カ無遺言ニテ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ所有ニ係ル不動産ハ法定ノ相續人ニ移轉ス上述ノ方法ニ依リテ移轉セラレタル不動産ノ讓受人、受遺者又ハ相續人ハ合衆國民タルト外國人タルトナ間ハス之ヲ取得スルコトヲ得ヘシ (The West Virginia Code, Chap. 70, Sec. 3018, Sec. 3019 參照)

鑛業権

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

七十



第十二 メーリーランド州 (Maryland)

土地所有権

敵國民ニアラサル外國人ハ本州民ト同様ニ不動産上ノ權利ヲ取得シ得ルノミナラス合衆國民ナリセハ相續チナシ得ヘキ場合ニハ外國人タルトモ之ヲ相續スルヲ得ヘク其ノ他生來ノ合衆國民ト同様ニ賣渡シ、遺贈シ、處分シ又相續人ニ移轉スルコトヲ得ヘシ (General Laws of Maryland, Art. III, 1 參照)

鑛業権

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

七十一

2-1308

0526

490409

第十三 デラウェア州 (Delaware)

七十一

土地所有權

- 一、本州内ニ住所ヲ有シ適法ニ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル外國人ハ捺印證書 (Deed) 又ハ遺言ニヨリテ土地ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡スルヲ得
 - 二、適法ナル賣買、相續ニヨリテ不動産上ノ權利ヲ取得シタル外國人カ死亡シタル時ハ合衆國民ト同様ニ該不動産ヲ相續セシムルコトヲ得
 - 三、無遺言死亡ノ外國人又ハ州民ノ親族、夫又ハ寡婦ニシテ外國ノ國籍ヲ有スルモ本人死亡ノ時合衆國內ニ住所ヲ有スルモノハ州法ニ基キ右ノ不動産ヲ取得スルコトヲ得
- 但シ夫、寡婦及親族等ニシテ合衆國內ニ住所ヲ有セサル場合ニハ其ノ相續權ハ次位ノ相續人ニ移ルモノトス (Laws of Delaware, Title 12, Chap. 81, Sec. 1 参照)

鑛業權

外國人ニ對スル特別ノ規定ナシ

第十四 ノースカロライナ州 (North Carolina)

土地所有權

本州ハ土地所有權ニ關シ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ内國人ト同様ニ賣買、相續其ノ他法律ノ規定ニ基キ土地ヲ取得シ、所有シ又ハ讓渡スルコトヲ得 (Laws of North Carolina, Chap. 3, Sec. 182 参照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

011004

七十二

490410

第十五 サウスカロライナ州 (South Carolina)

七十四

土地所有権

外國人、外國法人又ハ外國人ノ管理スル法人ハ五百「エーカー」以上ノ土地ヲ所有スルコトヲ得サルノミナラス又被信託者 (Trustee) 信託受益者 (Cestui que trust) 又ハ代理人トシテモ亦之ヲ所有スルコトヲ得ス但シ五百「エーカー」以下ノ土地ニ對シテハ生來ノ内國人ト同一ノ權利ヲ有ス (Laws of South Carolina, Sec. 1736, 參照)

而シテ本法實施後外國人、外國法人又ハ外國人ノ管理スル法人カ取得シタル抵當權 (Mortgage) ノ行使ニ基ク賣渡手續ニ依リ賣渡サレタル土地ヲ買受クル場合ニハ五百「エーカー」以上ノ土地ヲ取得スルコトヲ得

然レトモ五百「エーカー」以上ノ部分ハ五箇年以内ニ賣渡スコトヲ要ス若右期間内ニ賣渡スカ爲ニ多大ノ損失ヲ蒙ルノ虞アルトキハ監理長官 (Controller General) ノ證明ヲ受ケテ更ニ五箇年間其ノ所有ヲ繼續スルコトヲ得 (Ibid. Sec. 1736) 參照

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

490411

第十六 ジョージア州 (Georgia)

七十六

土地所有権

本州ハ土地所有権ニ關シ大體ニ於テ内外人平等主義ヲ採リ合衆國ト平和關係ニアル外國ノ臣民ハ合衆國內ノ他州民ニシテ本州ニ住所ヲ有スルモノト同一ノ權利ヲ享有シ本州内ノ不動産ヲ買受ケ、占有シ且之ヲ讓渡スコトヲ得

然レトモ兩國ノ平和關係カ斷絶セル時ハ外國人ノ權利ハ保障セラレサルモノト認メラル
(Code of the State of Georgia)
(Sec. 1816 參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第十七 フロリダ州 (Florida)

土地所有権

本州ニ於テ外國人ハ合衆國民ト同様ニ動産及不動産ヲ遺贈シ又ハ之ヲ相續セシムルコトヲ得
無遺言死亡者又ハ相續ノ前順位者カ外國人タリ又ハ外國人タリシコトハ相續上權利ヲ取得スルコトヲ妨クルノ原因トナラス (General Statutes of Florida)
(Sec. 2291 參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

490411

七十七

土地所有權

不動産上ノ權利享有ニ關シテ本州法制ハ住所ヲ有スルト否トニヨリテ區別ヲ設ク即チ

一、不動産上ノ權利ニ關シ生來ノ本州民又ハ合衆國民ト同一ノ待遇ヲ享クルコトヲ得ヘキ

ハ因外國人ハ左列ノ限ニ依リテ

イ、本州ニ住所ヲ有スル者

ロ、合衆國內ノ他ノ州又ハ「テリトリーズ」(Territories)ニ住所ヲ有スル者

ハ、「デイストリクト、オブ、コロンビア」(District of Columbia)ニ住所ヲ有スル者

ニ、合衆國又ハ其ノ州若クハ「テリトリーズ」ノ法律ニ遵據シテ設立セラレタル法人

ハ、法人又ハ組合ニシテ其ノ株式ノ千分ノ二以上カ右四權ノ一ニ該當セザル外國人

ハ、外國法人又ハ外國組合ニ由リテ所有セラレザルモノ

以上四種ノ外國人又ハ外國法人ハ生來ノ州民ト同様ニ賣買、遺贈又ハ相續ニ依リテ土地

及土地上ノ權利ヲ取得シ、享有シ又之ヲ讓渡シ抵當權 (Mortgage) ノ目的物トナシ

遺贈シ更ニ又無遺言死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相續人ニ之ヲ繼承セシムルコトヲ得

(Wisconsin Statutes, 1898, Vol. 1, Sanborn and Berryman's Annotations, Chmp. 99, "Real Property" Sec. 2200 参照)

二、前記以外ノ外國人ニハ現行法實施後本州ニ於テ土地又ハ土地上ノ權利ヲ取得シ、所有スルコトヲ許サ、ルチ原則トス但シ住所ヲ有セザル外國人ニ對シテモ左ノ例外ノ場合ニ土地所有ヲ許セリ

イ、三百二十「エーカー」以下ノ土地又ハ土地上ノ權利ヲ取得スルコト

ロ、遺贈又ハ相續ニ依リテ權利ヲ取得スルコト

ハ、法律上ノ執行手續ニ依ル債務ノ取立ノ結果善意ニテ不動産上ノ權利ヲ取得スルコト

ト(即チ Foreclosure ノ效果ニ由ル權利)

是等ノ條件ニ違反シテ取得シタル土地ハ州ニ沒收ス沒收ノ手續ハ司法長官 (Attorney

General) 之ヲ行フ (Ibid. Sec. 2200 参照) 但シ左ノ場合ニ於テハ權利ヲ讓渡セシ者カ外國人タルノ故

ナリテ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

イ、一八八七年五月三日ニ讓渡セラレタル土地上ノ權利

ハ、同前掲ノ規定ニ依リテ住所ヲ有セザル外國人ガ占有シ得ル土地上ノ權利ニシテ一八八

七年五月三日後ニ讓渡シタル持分 (Ibid. Sec. 2201 参照) 受ハ、大凡該持分ハ、其ノ請求限外ニ

寡婦份 (Dower) 上ニ就テ其ノ權利者カ外國人タルハ其ノ權利ノ享存ヲ妨グズ本

州以外ニ住所ヲ有スル者ニシテ其ノ夫ハ生存中婦ヲ占有シ居ル本州内ニ存スル夫ノ土地ノミヲ寡婦分上ニシテ受クシコトヲ得而シテ其ノ繼承受ハ夫及婦カ夫ノ死亡ノ時本州民タリシト同一方法ニ依ル(Title, Chimp. 98, Estates in Dower) (附註) 出典ニ見ルニ、婦ノ夫ノ死亡ハ

外國人ニ關シテハ何等特別ノ規定ナシク、混合ニシテハ婦ノ夫ノ死亡ノ時本州民タリシト同一方法ニ依ル(Title, Chimp. 98, Estates in Dower) (附註) 出典ニ見ルニ、婦ノ夫ノ死亡ハ
 外國人ニ關シテハ何等特別ノ規定ナシク、混合ニシテハ婦ノ夫ノ死亡ノ時本州民タリシト同一方法ニ依ル(Title, Chimp. 98, Estates in Dower) (附註) 出典ニ見ルニ、婦ノ夫ノ死亡ハ

外國人ニ關シテハ何等特別ノ規定ナシク、混合ニシテハ婦ノ夫ノ死亡ノ時本州民タリシト同一方法ニ依ル(Title, Chimp. 98, Estates in Dower) (附註) 出典ニ見ルニ、婦ノ夫ノ死亡ハ

第十九 ミシガン州 (Michigan)

土地所有權

本州ハ土地所有權ニ關シ内外人平等主義ヲ採用セリ即チ外國人ハ賣買、遺贈又ハ相続ニ依リテ土地又ハ土地上ノ權利ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡シ、抵當權 (Mortgage) ナ設定シ若クハ遺贈スルコトヲ得而シテ其ノ所有者カ無遺言ニテ死亡セシ場合ニハ相続人ニ之ヲ繼承セシム

右權利移轉ニ關シ外國人ハ生來ノ本州民又ハ合衆國民ト同視セラル

土地上ノ權利ヲ讓渡セル者カ外國人タル場合ト雖モ權利享有ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ (Constitution of 1908, Art. 16, Sec. 9, Compiled Laws of Michigan, 1897, Vol. 3, Chimp. 247, "Real Property," Sec. 9258, Sec. 9259 参照)

外國人タル婦ハ夫ノ死後寡婦分 (Dower) ナ受クルノ權利ヲ失ハスト雖モ本州外ニ住所ヲ有スル婦ニアリテハ夫ノ死亡ノ際既ニ自己ノ占有ニ歸シタル本州内ノ夫ノ所有地ニ對シテノ寡婦分ヲ要求スルヲ得而シテ死亡ノ際本州ニ住所ヲ有スルモノト同一方法ニ由リ之ヲ取得シ、讓渡スルコトヲ得

然ルニ一九〇八年實施新憲法第二十六章第九條ハ善意ニテ本州ニ住所ヲ有シ又ハ今後住所ヲ有

スヘキ外國人ハ財産ヲ占有所有並相續ニ關シ生來シ合衆國民ト同一ノ權利ヲ享有スト定テ
是ヲ以テ或論者中住所ヲ有セサル外國人ニ新ニ財産權ヲ付與セムトセハ州ノ立法ニ據ラサル
ベカラスト主張スルモノアリ然レトモ憲法ハ住所ヲ有セサル外國人ノ權利ヲ否認セルニ及
サルヲ以テ住所ヲ有セサルモノニ對シ既ニ法規アル場合ニ右ノ憲法ハ規定テ住所ヲ有セサル
モノニ對スル從來ノ規定ヲ變更スルモノニテサカスルハ州ノ立法ニ據ラサルニ對シテ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第二十 イリノイ州 (Illinois)

土地所有權

外國人ハ捺印證書 (Deed) 遺言又ハ相續ニ依リ土地及土地上ノ權利ヲ取得シ、享有シ且從來存
在シ又ハ將來取得セラルヘキ土地ヲ割讓シ、賣買シ之ニ役務ヲ設立シ、遺贈シ又ハ讓渡スルコ
トヲ得 (Rights of Aliens to Acquire and Hold Real Estate Chap.
5, Sec. 1 Hurd's Revised Statutes, Illinois, 1907 參照)

土地ヲ所有スル外國人カ無遺言ニテ死亡シタル場合ニハ法定ノ相續人ハ土地上ノ權利ヲ繼承
ス而シテ法定ノ相續人トシテ死亡者ノ不動産上ノ權利ヲ繼承スルニ當リ其ノ者カ外國人タル
カ又ハ一人若クハ數人ノ外國人ヲ通シテ親族關係ヲ有スルノ故チ以テ其ノ權利ヲ奪ハルニコ
トナシ (參照)

然ルニ外國人ハ其ノ取得セル不動産上ノ權利ヲ無期限ニ享有スルコト能ハス取得ノ當時二十
ニ歳以上ノモノハ其ノ時ヨリ六箇年間二十一歳以下ノモノハ二十一歳ニ達セシ時ヨリ六箇年
間之ヲ享有シ得ルニ過キス (Ibid. Sec. 5 參照)
但シ期間終了迄ニ合衆國民トナリタル時ハ引續キ該權利ヲ享有スルコトヲ得若合衆國民タル
ハ資格ヲ得サルトキハ相當價格ヲ以テ善意ノ買受人ニ其ノ土地ヲ讓渡スルヲ要ス



右外國人カ期間内ニ合衆國民トナラス又土地ヲ讓渡セカレ時ハ該土地ノ存在スル郡檢事 (County Attorney) ノリノ州民ノ名ニ於テ其ノ強制競賣ヲ該地方ノ巡廻裁判所ニ請求スルヲ要シ裁判所ハ請求ヲ受理シ此目的ノタメニ其ノ選定セル特別ノ官吏ヲシテ該土地ヲ賣却セシムルヲ判決ナラス

而シテ強制競賣ヲ拒ミ得ル場合ハ次ノ如シ

一、競賣手續開始前ニ外國人カ合衆國民トナリシコト

二、手續開始前ニ該土地止ノ權利カ直接又ハ間接言善意ヲ以テ合衆國民ニ讓渡セラレタルコト

三、右外國人カ手續執行前ニ死亡シ相續人、受遺者其ノ他權利ヲ得タルモノカ合衆國民タルコト

而シテ檢事ニ於テ本法ニ違反シ州内ノ土地ニ權利ヲ有スルモノトナリ知リタル時ヨリ三十日以内ニ如上ノ手續ヲ行ハズテ意リ又ハ之ヲ肯セザルトキハ州民ハ該土地ノ州民ノ名ニ於テ檢事ト同ク方法ニ依リ競賣ノ手續ヲナスコトヲ得

現行法ハ一八八七年六月十六日制定(同年七月一日實施)ノ「外國人並不動産、不動産ノ取得所有ニ關スル外國人ノ權利ノ制限及住民ニアラサル外國人ノ所有地ノ處分ヲ規定スルノ法律」ニ據リ沒收セ

ラルベキ土地ノ權利中其ノ法律ノ下ニ權利ヲ與ヘタルモノカ外國人タル身分ヲ有セシタノ其ノ權利ヲ取得シ能ハザリシ場合ニモ之ヲ許與スルコト、セリ

右權利ヲ許與セラレタル外國人ハ現行法ニ遵據シテ其ノ實施ノ日ヨリ土地ノ權利ヲ取得ス但シ既ニ沒收手續ヲ開始シタル土地ハ此限ニアラス (Ibid. Sec. 6) 參照

一八八七年六月十六日ノ法律ナカリセハ土地ヲ取得スヘキ合衆國民ヨリ右法律ノ規定ニ據リテノミ之ヲ取得スルコトヲ得タル者カ其ノ權利ヲ享有セムカ爲ニハ現行法實施後二箇年以内又ハ此取得行為ノ權利發生ノ時ヨリ二箇年以内ニ其ノ行為ヲ開始スルヲ要ス右期間ヲ經過スレハ其ノ權利ヲ失フヘシ (Ibid. Sec. 6) 參照

外國人ハ凡テ生來ノ合衆國民ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有スルコトヲ得而シテ無遺言死亡ノ外國人ノ不動産ハ生來ノ合衆國民ノ財産ト同一ノ方法ヲヨリ分配セラレ該財産上ニ利益關係ヲ有スルモノハ外國人タルト否トヲ問ハス此州ノ法律ニヨリテ適當ナル分配ヲ受クルノ權利ヲ有ス (Ibid. Sec. 6) 參照

一八八七年ノ法律及其ノ他ハ法律中現行法ト抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フヘシ (Ibid. Sec. 6) 參照

耕作又ハ收穫ノ目的ヲ以テ外國人又ハ其ノ代理人カ土地ヲ遺贈シ、讓渡シ若クハ賃貸スル場合ニ文書又ハ口頭ニ其ノ契約又ハ賃貸借免除 (Release) ニハ此土地家屋又ハ其ノ一部ニ對シ租

税ヲ支拂フニテ賃借人又ハ其代理人ニ要求スルヲ得トシ條項ヲ設クルコトヲ得ス若斯ル條項ヲ設クルモ租税ニ關スル部分ハ無効ニ歸ス(Ord. 186) 參照

若地主又ハ其代理人タル外國人ガ直接又ハ間接ニ租税ノ代物トシテ賃借人ヨリ豫メ又ハ其ノ他ノ時期ニ於テ一定ノ金額又ハ價格ヲ有スルモノヲ受取リタル時ハ裁判所ハ之ヲ借地人ニ返還セシムルコトヲ得(同上) 參照

礦業權

本州憲法中礦業ニ關スル外國人ノ權利ニ就テハ特別ナル規定ナシ

礦業權即チ土地ヨリ鐵、鉛、銅、石炭又ハ他ノ礦物ヲ採掘シ、取得スルノ權利ハ不動産ノ捺印證書及土地賃貸借(Lease)ト同一ノ方法ニヨリ同一ノ效果ヲ有スル捺印證書又ハ土地賃貸借契約ニヨリ讓渡シ得ヘキヲ以テ右ノ形式ニヨル不動産ノ讓渡ニ關スル規定ニ遵據ス

(Comp. 04, Sec. 6, Hindu's Roster Statutes, Illinois, 1905 參照)

土地ノ所有者カ捺印證書又ハ土地賃貸借契約ニヨリ土地上ニ存スル礦業權ヲ讓渡セル場合ニハ該權利ハ土地ト分離シタルモノト看做シ各別ニ課税スルコトヲ得(Told. Sec) 參照

州法ニ於テ外國人ノ礦業權ニ關スル規定ヲ設ケナル場合ニハ礦區及採掘權ハ土地並土地上ノ權利ト看做シ土地ニ關スル法規ヲ適用スルヲ至當トス

第二十一 インディアナ州 (Indiana)

土地所有權

合衆國又ハ外國ニ住所ヲ有スル外國人タル自然人ハ本州民ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ、遺贈シ、相續セシメ又ハ抵當權(Mortgage)其ノ他擔保權ノ目的トナスコトヲ得(一九〇五年三月六日實施法)

律參照

又直接又ハ間接ニ此ノ如キ權利ヲ享有セシムタルモノカ外國人タル身分ヲ有スルモ何等ノ影響ナシ

右原則ニ對スル例外左ノ如シ

- 一、從前相續セラレ、擔保ニ供セラレ、讓渡セラレ又ハ遺贈セラレタル不動産上ノ權利ニハ舊法(一八六一年)尙ホ效力ヲ有ス即チ左ノ如シ

合衆國民又ハ本法實施ノ當時善意ニテ合衆國ニ住所ヲ有スル外國人、印度人、黑人、「ミューラット」又ハ他ノ混血人ノ外ハ何人モ土地ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ、遺贈シ又ハ之ヲ相續スルコトヲ得ス(一八六一年三月十一日法律參照)

但シ右規定ノ除外例ト見ルベキ場合ハ

法律ノ規定ニ基ク遺贈又ハ相續

左ニ掲ケル場合ニ於テ適法ニ女ノ取得セル土地ヲ所有シ、移轉シ又ハ之ヲ相續セ

シタルカ妨ケズ

(一) 女カ外國人ト婚姻シタルコト

(二) 安カ夫ト共ニ外國ニ住所ヲ有スルコト

一八六〇年法律實施前ニ印度人、黑人、（ミナソラト）又ハ他ノ混血人カ善意ニテナシタル賣

買讓渡及遺贈行爲ハ有效ナルツミナラス該人種カ讓渡、遺贈又ハ相續ニヨル財産ノ取得

行爲ハ有效ノモノト認メラレタリ但シ該財産ニシテ本州ノ裁判所ニ於テ係争事件ノ目的

トナレル場合ハ右取得者ノ完全ナル權利ヲ認メス（同上）

一八五一年十一月一日又ハ其ノ以前事實上土地ノ占有ヲ爲シタル本州住民又ハ其ノ住民

ヨリ權利ヲ取得シタルモノノ權利ハ本人カ外國人タルノ身分ヲ有シ又ハ其ノ權利ヲ移轉

セシタルモノノ外國人タルカ爲ニ無効トモス（一八五三年五月六日法律參照）

其ノ他合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル外國人ニシテ本州ニ住所ヲ有スル者ハ一八八

五年三月九日ノ法律ニ從ヒ州民ト同一ノ方法ニ依リテ不動産ヲ取得シ、所有スルコトヲ

得（一八八五年三月九日法律參照）

次ニ消費貸借ニ關スル債權擔保ノ保障ハ全然内外人平等主義ヲ採レルモ、ノ如シ

本州又ハ他州ニ住所ヲ有スル外國人ハ金錢ノ貸付ヲナシ且貸付ニシテ善意ナル場合ニハ

其ノ債權ヲ擔保セシムルカ爲本州内ノ不動産ノ上ニ設定セル抵當權ヲ取得スルコトヲ得

而シテ債務ニ關スル法律上ノ手續ニ基キ又ハ抵當權等ノ行使ニ依リ留置權 (Lien) 又ハ辨

濟請求權ノ強制執行ノ結果外國人ノ取得スルニ至リタル不動産ハ州民ト同様ニ取得シ、

所有シ、讓渡スルヲ得（同上法 參照）

一八八五年三月九日ノ法律ニヨリ合衆國民トナルノ意思ヲ表示セサル外國人ニシテ土地

ヲ取得シ得ルハ只遺贈及相續ニヨルモノニ限ル加之右方法ニヨリ取得シタル土地ハ五箇年

年以内ニ讓渡シ得ヘキモ五箇年ヲ經ルモ猶ホ讓渡セサルトキハ州ニ沒收セラレ

但シ外國人カ遺贈又ハ相續ニ依リテ土地ヲ取得スル場合ニ相續財産ノ所有期限ヲ五箇年

以上ニ延長シタルトキハ土地ヲ讓渡スヘキ法定期間ヲ尙ホ二箇年延長スヘシ右延長期間

内ニ外國人カ合衆國民又ハ本州民トナリタル時ハ外國人トシテノ制限ヲ免除セラレ遺贈

又ハ相續ニ依リテ取得シタル終期付不動産ヲ引續キ完全ニ所有スルコトヲ得ルノミナラ

ス合衆國民ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有スルコトヲ得ヘシ（同上 參照）

但シ如上ノ權利關係ハ土地沒收ニ關スル係争事件ニ影響ヲ及ボスコトナシ

一、外國人ニシテ今後本州ニ於テ三百二十「エーカー」以上ノ土地ヲ取得シタルモノハ取得方法ノ如何ヲ問ハス過剩部分ヲ讓渡スヲ要ス但シ左ノ場合ニ於テハ過剩地讓渡義務ヲ免除セラル

即チ

イ、成年者ニアリテハ權利取得ノ時ヨリ五箇年以内ニ合衆國民タル資格ヲ得タル時

ロ、未成年者ニアリテハ二十一歳ニ達シタル時ヨリ五箇年以内ニ合衆國民タル資格ヲ得タル時

右法定期間内ニ讓渡セシテ死亡シタル場合ニハ一九〇五年ノ法律ノ規定ニ基キテ土地ヲ相續シ又ハ遺贈ヲ受ケタル相續人又ハ受遺者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス(一九〇五年三月六日法律參照)

法定期間内ニ目的物ノ讓渡ヲ怠リタル場合ニハ其ノ三百二十「エーカー」以上ニ渉ル部分ハ本州ニ沒收セラルヘシ

右沒收ノ手續ニ關シテハ司法長官 (Attorney General) ハ先ツ土地回復請求ノ理由ヲ示シ一切ノ利害關係者ヲ當事者トシテ巡回裁判所又ハ上級裁判所ニ一定ノ形式ヲ有スル覺書ヲ添ヘ申請ヲナスニ始マル然レトモ沒收セラルヘキ土地ニアリテモ左ノ條件ニ該當スルモノハ沒收ヲ免ル

- イ、該土地又ハ其ノ一部ニ權利又ハ留置權ノ存在スルコト
- ロ、該權利ヲ主張スルモノハ自然人、法人又ハ組合ナルコト
- ハ、該權利又ハ留置權ハ捺印證書 (Deed) 抵當權、契約、法律上ノ執行其ノ他ノ方法ニヨリテ發生スルモノナルコト
- ニ、權利ノ發源ハ善意且有償約因ニ基クカ然ラスハ
- ホ、權利ノ主張者又ハ權利ヲ享有セシメタル者カ外國人タラサル場合ニハ該權利ヲ有スルコトヲ得ル關係ニアルモノナルコト

(同上法典、一八八五年三月九日法律、一八八一年四月十六日法律參照)

一八八五年三月九日ノ法律ニ依レハ不動産上ニ留置權又ハ其ノ利益ヲ有スルモノヲ害セス又權利者カ本州ニ住所ヲ有スルト否トヲ問ハス債權ノ取立ニ關スル法律ノ手續又ハ抵當權其ノ他ニヨリテ生シタル留置權又ハ請求權ノ強制執行ニヨリテ州内ノ不動産ヲ取得シ、所有シ、相續シ又ハ讓渡スルコトヲ妨ケス但シ權利者タル外國人ハ如上ノ方法ニテ取得セル不動産ヲ五箇年以上所有スルヲ得ス

一八八一年四月十六日ノ法律ニ依レハ外國人タル自然人ハ合衆國ノ内外孰レニ其ノ住所ヲ有スルヲ問ハス本州民ト同様ニ不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡シ、遺贈シ、抵當權ノ目的物トナシ又ハ其ノ他ノ擔保ニ供スルコトヲ得

三、一九〇五年ノ法律ト抵觸スル從來ノ法規ハ總テ廢止セラル、モ左記ノ三者ハ存續スヘ

490419

キモントス

九十二

イ、本法實施以前ニ沒收スヘキ土地トシテ州ノ官憲ニ於テ其ノ手續ヲナセル不動産上ノ權利

ロ、土地沒收ニ關スル係争事件

ハ、從前本州カ州裁判所ノ權限ニ基キテ要求シ、確保シ又ハ確保セムト企圖シタル土地上ノ權利

外國人タル女ニ關シテハ特別ノ規定ヲ設ケ其ノ夫カ合衆國民タルカ又ハ外國人トシテ州法律ニ依リ土地ヲ所有スル權利ヲ付與セラレタル場合ニハ其ノ夫ノ土地ノ三分ノ一以內ニ於テ其ノ權利ヲ享有スルコトヲ得ヘシ (Chap. 7, "Descent," Burns' Annotated Indiana Statutes, Revision of 1908 參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第二十一 一 オハヨー州 (Ohio)

土地所有權

外國人ハ本州民ト等シク土地ヲ取得シ、所有シ、讓渡シ、遺贈シ又之ヲ相續セシムルコトヲ得ル相續前順位者ノ或者カ外國人タリシコトハ相續能力除斥ノ理由トナラズ (Revised Statutes, 1787-1908, Sec. 6870 參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

九十三

第二十三 ケンタッキー州 (Kentucky)

土地所有権

外國人カ適法ニ本州ニ於テ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ取得シ、相續シ又相續、遺贈等ノ方法ニヨリテ之ヲ讓渡スルニハ左ノ條件ヲ備フルヲ要ス

- 一、敵國人ニアラサルコト
- 二、適法ニ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタルコト

(Kentucky Statutes, Corroll, 1909, Chap. 19, "Citizens Expatriation and Aliens," Art. 3. "Aliens, Right of," Sec. 334 参照)

但シ左ニ掲クルモ、ソハ外國人タルノ理由ニヨル特種ノ制限ヲ免レ不動産ヲ取得スルコトヲ得ヘシ

- 一、不動産ヲ買受ケタル外國人
- 二、不動産ヲ買受クルノ契約ヲ結ヒタル外國人
- 三、不動産上ノ權利ヲ取得シ、享有スル外國人
- 四、不動産ノ没收手續行使以前ニ合衆國民トナルヘキ外國人

(附) 右没收ハ權利享有ノ時ヨリ八年後ニ行ハル、モノナリ

五、外國人ノ所有スル不動産ノ買主、賃借人、相續人又ハ受遺者ニシテ合衆國民ナルカ又ハ没收前ニ賣買又ハ相續ニヨリテ其ノ不動産ノ所有者トナリタルモノナルコト (Ibid. Sec. 335 参照)

六、夫カ合衆國民タリ又ハ本州民タルヘキ場合ニハ其ノ婦ハ合衆國以外ニ生レタルモ遺贈、賣買、相續又ハ分配ニヨリテ不動産又ハ不動産ヲ取得スルコトヲ得 (Ibid. Sec. 336 参照)

七、父又ハ母カ其ノ子ノ生レタル時ニ於テ合衆國民タリ又ハ本州民タルヘキ場合ニハ其ノ子ハ右ノ權利ヲ有ス (同上 参照)

友邦民ニシテ左ノ事項ニ該當スルモノハ土地取得ニ關シ合衆國民ト同一ノ權利ヲ有ス

- 一、本州内ニ住所ヲ有スルコト
- 二、本人又ハ其ノ僕婢ノ住居其ノ他商工業ヲ營ムタメニ土地ヲ取得スルコト
- 三、土地占有期間ハ二十一年ヲ越エサルコト

(Ibid. Sec. 337 参照)

外國人ノ遺産相續ニ關シテハ死亡者ノ財産ヲ保護スルノ特別規定ヲ設ク即チ住所ヲ有セサル外國人カ相續又ハ遺贈ニヨリテ合衆國內ノ不動産ヲ取得シタル場合ニ被相續人又ハ遺贈者カ權利ヲ失ヒタル時ヨリ八箇年間尙ホ所有及讓渡ノ權利ヲ有シ相續人又ハ受遺者ノ未成年者ナル場合ニハ後見人又ハ財産管理人ハ該不動産ヲ未成年者ノ利益ノダメニ取得シ又八箇年内ニ

賣却手續ヲ開始スル時ハ未成年者ノ不動産賣買ニ關スル法律ニ遵據シテ之ヲ賣却スルコトヲ得ヘシ (Ibid. Sec. 938 參照)

住所ヲ有セザル外國人カ相續又ハ遺贈ニヨリ不動産ヲ取得シ所有期間滿了前ニ死亡シタル場合ニハ右不動産ハ相續又ハ遺贈ニヨリ移轉スルコトヲ得ヘシ而シテ其ノ相續人又ハ受遺者カ外國人タル場合ニハ八箇年内ニ處分スルコトヲ得若相續人又ハ受遺者カ合衆國民ナル場合ニハ被相續人又ハ遺贈者ノ合衆國民タリシ場合ト同一視セラレ相續人又ハ受遺者ハ完全ナル權利ヲ取得ス (Ibid. Sec. 939 參照)

無遺言死亡者ニ對スル相續ノ場合ニ相續關係ヲ繋ケル中間親族カ外國人タリシタメニ其ノ相續權ニ失フコトナシ (Ibid. Chap. 39, "Descent and Distribution," Sec. 1396 參照)

又遺產ノ分配ヲ受クル者カ外國人タルノ理由ヲ以テ其ノ利益ヲ失フコトナク合衆國民ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ (Ibid. Sec. 1403, 參照) 然レトモ外國人ノ遺產相續權ハ普通法ノ認ムル所ニアラサルカ故ニ只成文法ノ規定ヲ俟ツテ之ヲ享有スルノミ普通法ハ成文法ニヨリテ特ニ變更セラレタルモノヲ除キ尙ホ其ノ效力ヲ有スルモノトス

註 普通法ニヨルニ外國人ハ相續ニヨリテ土地ヲ取得スルヲ得ス唯賣買ニヨリテノミ之ヲ取得スルコトヲ得

本州ニ住所ヲ有スル外國人カ遺言ナク且子孫ヲ有セスシテ死亡シタル時ハ其ノ姉妹ハ外國ニ

住所ヲ有スル外國人タル場合ニテモ前法律ノ範圍内ニ於テ死亡者ノ不動産ヲ相續スルコトヲ得 (一八六二年三月二十一日法律參照)

法律ニ基キ寡婦ニ屬スヘキ財産ハ夫ノ死後直ニ寡婦ニ歸屬ス若婦カ遺產ノ分配前ニ死亡シタル場合ニハ遺產管理人ハ該財産又ハ其ノ價格ヲ取得スルコトヲ得ヘシ

礦業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第二十四 ミシシッピー州 (Mississippi)

土地所有權

一、本州ニ住所ヲ有スル外國人ハ本州民ト等シク土地ヲ取得シ、所有シ又之ヲ處分スルコトヲ得

二、住所ヲ有セザル外國人ハ土地ヲ所有スルコトヲ得サルヲ原則トスルモ債務ノ擔保トシテ土地上ニ留置權(Lien)ヲ有スルノミナラス該權利ノ行使ニ基ク賣却ノ場合ニ該土地ヲ買受クルコトヲ得ヘシ但シ其ノ所有期間ハ二十箇年ニシテ其ノ滿了ニ先ツテ之ヲ州民ニ賣渡スヲ要シ若所有ヲ繼續セムトセハ本州民トナルコトヲ要ス而シテ以上ノ規定ニ違反セル土地ハ州ニ沒收セラル、并通則トナスモ合衆國民又ハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル者ニ屬スル不動産上ノ權利ニアリテハ善意ニテ取得シタル場合ニ限り前權利者カ外國人タリシ故ヲ以テ沒收セラル、ゴトナシ (一九〇六年法律第二七六八條參照)

鑛業權

外國人ノ鑛業權ニ關スル特別ノ規定ナシ

第二十五 アーカンソー州 (Arkansas)

土地所有權

一、本州ニ於テハ外國人ハ凡テ生來ノ本州民ト等シク土地所有權其ノ他土地上ノ權利ヲ取得シ、讓渡シ又之ヲ遺贈スルヲ得ヘシ (憲法第二章第二〇條參照)

而シテ土地所有者タル外國人ノ夫又ハ婦若クハ親族カ外國人タル場合ニ於テモ權利繼承ニ何等ノ故障ナシ (一八七四年十一月十五日法律參照)

外國人ノ寡婦カ其ノ夫ノ財産中ヨリ寡婦分(Dower)ヲ取得スルヲ得ルコト其ノ夫カ生來ノ本州民タル場合ト異ナラス (改正法律第五二章參照)

二、左ノ條件ヲ備フル場合ニハ外國法人ハ法律ノ範圍内ニ於テ本州ニ於テ業務ヲ執行スルコトヲ得

イ、公然ノ事務所ヲ一箇所以上有スルコト

ロ、其ノ事務所ニ於テ權限アル代理人ヲ有スルコト

此等ノ外國法人カ本州内ニ於テ爲シタル契約又ハ業務ニ關シテハ同種ノ本州法人ト同一ノ

490423

制限ヲ受ケ又同等以上ノ特權ヲ有スルコトヲ得ス(憲法第二章 第一一條參照)

鑛業權

外國人ノ鑛業權ニ關シテ特別ノ規定ナシ

但シ炭鑛業ニ從事スル外國法人ハ一八九九年四月十日ノ法律ニ遵據スルヲ要ス(Woodson, V. State, 69-521 參照)

百

第二十六 テンネッシー州 (Tennessee)

土地所有權

本州ニ於テ外國人ハ賣買相續遺贈ニ依リ本州民ト等シク土地ヲ取得シ所有シ又之ヲ處分スルコトヲ得(一八九六年法典第三六五條、第三六六條參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

外國人ハ本州民ト等シク土地ヲ取得シ所有シ又之ヲ處分スルコトヲ得(一八九六年法典第三六五條、第三六六條參照)

Woodson, V. State, 69-521

百二

2-1308

0541

490424

第二十七 アラバマー州 (Alabama)

土地所有權

外國人ハ本州ニ住所ヲ有スルト否トナ間ハス賣買相續及遺贈ニ依リ本州民ト等シク不動産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ讓渡スルコトヲ得(一九〇七年法律第(一八三)條參照)

(附) 一九〇一年ノ憲法ハ善意ニテ本州ノ住民トナリ又ハ今後住民トナリ得ヘキ外國人ハ生來ノ州民ト等シク財産ヲ取得スルコトヲ得ト定メ住所ヲ有セサル外國人ニ關シテ何等ノ規定ヲ設ケス(憲法第三(四)條參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第二十八 ルイジアーナ州 (Louisiana)

本州ニ於テハ外國人ノ土地所有ニ關シ何等ノ制限ヲ設ケス

鑛業權ニ關スル特別ノ規定ナシ

490425

第二十九 ノースダコタ州 (North Dakota)

土地所有権

本州法制ハ土地ノ取得、所有及處分ニ關シ内外人ヲ區別セス即チ一九〇五年「ノースダコタ」改正法典第二章「所有權」第一節「所有者」第四七—三條ハ内外國人ヲ問ハス何人モ本州ニ於テ不動産又ハ動産ヲ取得シ、所有シ及處分スルコトヲ得ト定ム

相續ニ就テモ外國人ハ何レノ場合ニ於テモ合衆國民ト同一ノ能力ヲ認メラレ且相續能力ヲ有スルモノハ親族カ外國人タルノ故ヲ以テ之ヲ失フコトナシ (Revised Code N. Dak., 1905, Chap. 43, "Succession," Sec. 5203 参照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ法規ヲ存セス外國人モ鑛業上ノ財産ヲ所有スルコトヲ得 (German Mining and P. S. Dak. 557, 51 N. W. 346 参照)

第三十 サウスダコタ州 (South Dakota)

土地所有権

本州ハ「ノースダコタ」州ト同シク土地所有權ニ關シ内外人平等主義ヲ採ルヲ以テ何人ト雖モ本州内ノ不動産及動産ヲ取得シ、所有シ又ハ處分スルコトヲ得 (Compiled Laws of S. Dak., 1908, Civil Code, Title "Ownership," Chap. 1, Sec. 1983 参照)

相續ニ關シテモ外國人ハ内國人ト同様ニ相續權ヲ有ス「サウスダコタ」民法相續編ノ規定ニ據レハ相續能力ヲ有スルモノハ親族カ外國人タルノ故ヲ以テ其ノ相續權ヲ害セラル、コトナシ (Ibid. Title "Succession," Chap. 5, Sec. 1110 参照)

鑛業權

外國人ノ鑛業權ニ關シ特別ノ法規ナギテ土地所有權ノ場合ト同一ナリトス

土地所有權

本州ニ於テ土地所有權ヲ享有シ得ルモノハ左ノ如シ

- 一、合衆國民又ハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル自然人
- 二、合衆國若クハ本州法律ニ遵據シテ設立セラレタル法人

右ニ反シ

一、合衆國民ニアラサルモノ

二、適法ニ合衆國民トナルノ意思表示ヲ爲サ、ル者

三、合衆國法若クハ州法ニ依リテ設立セラレサル法人
ハ單ニ九萬平方呎以下ノ土地ヲ取得シ又ハ其ノ上ニ存スル權利ヲ享有シ得ルニ過ギス但シ左ノ場合ニハ上記ノ制限ヲ受ケズ

一、遺贈又ハ相續ニヨリテ取得セル不動産

二、擔保權ノ目的タル不動産

三、百六十「エーカー」以下ノ農地ヲ事實上占有セル定住者

四、條約ニ基キ土地ヲ所有シ得ル外國人

(Revised Laws of Minnesota, Chap. 590, Sec. 3335 参照)

其ノ他法人又ハ組合ノ土地所有權ハ其ノ株主ノ國籍如何ニヨリテ制限セラル即チ左ニ掲クル自然人又ハ法人ニヨリ株式ノ二割以上ヲ所有セラル、法人又ハ組合ハ土地ヲ取得スルコトヲ得ス

一、合衆國民ニアラサル自然人

二、合衆國法又ハ州法ニ遵據シテ設立セラレサル法人又ハ組合
(Ibid. Sec. 3236 参照)

鐵道、運河、轉關 (Turnpike) ノ建設又ハ利用ソタメニ組織セル法人ヲ除キ五千「エーカー」以上ノ土地ヲ取得スルヲ得ス而シテ此等ノ業務ヲ目的トスル法人ハ鐵道、運河又ハ轉關ノ適當ナル利用ヲナスニ必要ナル土地及合衆國又ハ州カ法人ニ認許シタル土地ノ外所有スルヲ得ス (Ibid. Sec. 3238 参照) 但シ其ノ例外ノ場合ト認ムヘキハ次ノ如シ

一、債務ノ取立ニ關スル法律ヲ手續ニヨリ又ハ抵當權 (Mortgage) 其ノ他留置權 (Lien) 又ハ請求ノ強制執行ニヨリテ取得シタル土地

二、事實上ノ定住者ニ對シ土地ヲ賣却スル業務ニ従事セル自然人又ハ法人

右自然人又ハ法人ニシテ除外例トシテ土地ヲ取得シタルモノハ寸箇年以内ニ賣却スルヲ要ス
(Ibid. Sec. 3939 参照)

如上ノ規定ニ違反シテ取得セル土地ハ州ニ没收ス其ノ執行ハ司法長官 (Attorney General) 之ヲ行フ但シ右土地カ外國人又ハ法人ニ依リテ取得セラレタル後三箇年内ニ司法長官カ没收ヲ行ハサルトキハ没收權ハ消滅シ其ノ土地ノ從來ノ所有者又ハ其ノ利益ヲ受クル者ハ外國人タルノ故ナ以テ土地上ノ權利ヲ喪失シ又ハ没收セラル、コトナシ (Ibid. Sec. 3939 参照)
死亡者カ生來ノ外國人ナル場合ニ於テ生存セル夫又ハ婦若クハ其ノ近親カ其ノ死後三十日以内ニ遺產管理ニ着手スルコトヲ怠リタルトキハ本州ニ滞在スル死亡者ノ本國領事其ノ他ノ代表者又ハ委任行爲ヲ爲スノ權限ヲ有スル本人ノ選任シタル受任者ニ遺產管理ヲ許スコトヲ得 (Ibid. Sec. 3936-1) (Part. 4 参照)

礦業權

外國人ノ礦業上ノ權利ニ關スル規定ナシ

第三十州 (Kansas) (Kansas)

土地所有權

本州ニ於ケル外國人ノ土地所有權ニ關シテハ多少不明ノ點アリ即チ本州憲法第九九條ハ明ニ財産ノ賣買、所有及相續ニ關シ本州民ト他州又ハ「テリトリーズ」(Territories) ノ人民トテ區別セサル旨ヲ明言シ併シテ財産ノ賣買、所有及相續ニ關スル外國人ノ權利ハ法律ヲ以テ別ニ規定シ得ル旨ヲ定メタリ
但シ編者ノ見聞セル所ニ據レハ本州ニ於テハ未タ外國人ニ對スル制限の規定ハ存在セサルモノ、如シ

礦業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ而シテ礦業ヲ營ムノ目的ヲ以テ法人ヲ設立スルコトヲモ得ルカ如ク (General Statutes of Kansas, 1905, Art. 20, "Mining," Sec. 1643-1644 参照)

490428

第三十三 ネブラスカ州 (Nebraska)

百七

土地所有権

不動産上ノ權利享有ニ關シ本州ニ住所ヲ有スルト否トニヨリ差等ヲ設ク即チ

一、住所ヲ有スル外國人ハ財産上ノ權利ニ關シ州民ト同等ノ待遇ヲ受クルハ州憲法ノ明言

スル所ナリ(憲法第一章 第二條參照)

二、住所ヲ有セザル外國人及本州法ノ下ニ設立セラレタルモノニ非ザル外國法人ハ原則ト

シテ相續、遺贈、賣買等ニ依リ本州内ノ不動産ヲ取得シ所有スルコトヲ得ス但シ現行法實

施前ニ州法律ニ基キ相續ニ依リテ本州内ノ土地ヲ取得シタル外國人ノ寡婦及相續人ハ左

ノ制限ノ下ニ其ノ權利ヲ享有スルコトヲ得

一、該權利存續期間十箇年以内ナルコト

二、該權利ノ終了期ニ先キ善意且有償ニ之ヲ賣渡スルコト

若寡婦又ハ相續人ニ於テ所有權存續期間滿了スルモ猶ホ善意且有償ニ之ヲ賣渡サス又

終了期前ニ本人カ州内ニ住所ヲ有スルニ至ラサル場合ニハ該不動産ハ之ヲ沒收スルモノ

トス(Cobbe's Annotated Statutes of Nebraska, 1907) (Vol. 2, "Real Property," Sec. 10874, 參照)

上記ノ外國人ノ寡婦及相續人ハ憲法上住所ヲ有セザル外國人ト解釋スヘシ

州ニ沒收セル土地ハ教育土地及基金局 (Board of Educational Lands and Funds) ニテ

管理シ其ノ純收入ハ學校ノ永久基金ニ地代ハ臨時基金ニ充當セラル

遺言ニヨリ外國人以取得セル土地カ前掲ノ諸條件ニ該當セザルトキハ州ニ沒收セラル可

徵收

右ノ沒收ニ關シテハ該土地ノ所在地タル郡ノ檢事ハ地方裁判所ニ該外國人ヲ訴追シ裁判

所之ヲ判決ス

沒收ノ運命ニアル土地ノ相續人又ハ其ノ讓受人ハ土地ノ價格ノ賠償ヲ受クルコトヲ得賠

償額ハ郡判事、會計官及書記之ヲ評定ス

住所ヲ有セザル外國人ニアリテモ現行法實施前ニ本州内ニ於テ土地ヲ所有スルモノハ生

存中何時ニテモ有償ニテ善意ノ買受人ニ之ヲ讓渡スコトヲ得 (Ibid. See.) (10874 參照)

如上ノ一般規定ノ除外例ト認ム可キ場合ハ左ノ如シ

一、不動産又ハ不動産上ノ權利ニ對シ留置權 (Lien) ヲ有スルモノハ假令住所ヲ有セザル

外國人又ハ本州法ニ遵據シテ設立セラレザル法人ナリトモ不動産上ノ權利ヲ享有スルコ

トヲ妨グスト雖モ其ノ結果土地所有權ヲ取得シタル時ハ其ノ取得後十箇年以内ニ之ヲ賣

渡スチ要ス

- 一、外國人又ハ外國法人ハ現ニ存在シ又ハ將來設定セララル、債務ニ對スル留置權又ハ判決ヲ強行シ得ルモ之カ爲取得セル土地ハ取得後十箇年以内ニ賣渡スチ要ス
- 三、外國人又ハ外國法人ハ債務ノ辨濟ヲ受ケムカタメニ爲セル賣買行爲ノ買受人トナルヲ得ルモ買受ケタル土地ハ十箇年以内ニ處分スルチ要スルモノトス若十箇年ノ法定期間内ニ處分セサル時ハ前掲ノ手續ニヨリテ之ヲ沒收ス
- 四、外國人ノ不動産所有ニ關スルニ一般法規ハ鐵道ノ敷設及運轉ニ必要ナル土地、外國人又ハ外國法人ノ製造工業ニ關スル營造物ノ設置維持ニ必要ナル土地及都市ノ自治區域内ニ存在スル不動産ニハ適用セス (Ibid. See 1877 參照)

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定アリ

第三十四 アイオワ州 (Iowa)

土地所有權

- 一、本州ニ住所チ有スル外國人ハ合衆國民ト同様ニ財產ノ所有竝相續チナスコトヲ得 (憲法第二三條) 而シテ住所チ有セサル外國人ニ關シテハ憲法ハ何等ノ規定ヲ設ケサルカ故ニ普通法猶ホ效力チ有ス
- 又憲法ハ住所ヲ有セサル外國人ニ對シテ不動産ノ取得、處分ヲ禁セサルカ故ニ州法律ヲ以テ住所ヲ有セサル外國人ニ之ヲ許スコトヲ得ルカ當然ナリ
- 二、左ニ掲ケルモノハ不動産上ノ權利ノ取得ヲ許サス
 - イ、本州ニ住所チ有セサル外國人
 - ロ、外國法ニ遵據シテ設立セラレタル法人
 - ハ、本州ニ於テ設立セラレタル法人ニアリテモ其ノ株式ノ二分ノ一カ本州ニ住所チ有セサル外國人ノ管理又ハ所有ニ係ル場合
- 三、然レドモ右ノ規定ニ對シテハ左ノ除外例アリ
 - イ、外國人又ハ歸化人ノ寡婦相續人又ハ受遺者ニシテ本州ニ住所チ有セサル外國人ハ遺

490430

贈相續又分配ニ因リ不動産ヲ取得シ得ベキモ取得後二十箇年以内ニ該不動産ヲ善意ノ買主ニ賣渡カハルヘカラス若右期限内ニ賣渡サ、ルカ又ハ外國人タル相續人カ本州ニ住所ヲ有スルニ至ラサル時ハ該財産ハ州ニ歸屬スルモノトス (Chap. I, Title 14 of Rights of Real Property, Sec. 2889, Code of Laws Announced, 1897 參照)

ハ、本州ニ住所ヲ有セサル外國人モ住所ヲ定ムヘシトノ條件ノ下ニ遺贈ニヨリ財産ヲ取得スルコトヲ得但シ引續キ之ヲ所有スルニハ住所ヲ定メサルヘカラス

ニ、本州ニ住所ヲ有セサル外國人タル婦ハ夫ノ死亡ノ當時州内ノ土地ニ對シ完全ナル權利ヲ享有スル能力アリシ場合ニ限り住所ヲ有スル者ト等シク寡婦分 (Dower) ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノ、如シ

ホ、本州ニ住所ヲ有スル外國人モ死亡當時本州ニ住所ヲ有シタリシ外國人タル叔伯父又ハ兄弟ノ財産ヲ住所ヲ有セサル外國人タル父ヲ通シテ相續スルヲ得ス要スルニ外國人タル父ノ相續權ヲ奪フト共ニ之ヲ其ノ子ニ付與セサルモノトス且兄弟ヨリノ相續ハ直接タルヘク而カモ其ノ相續ノ開始前死亡シタル父母カ住所ヲ有セサル外國人タリシ事實ニ由リテ

妨ケララル、コトナシ (Wills v. Wills, 71 N. W. 560 參照)

ハ、外國法ノ下ニ設立セラレタル法人又ハ合州國內ノ州法律ノ下ニ設立セラレタル法人ニシテ其ノ株式ノ二分ノ一カ住所ヲ有セサル外國人ニヨリテ所有且管理セラル、モノハ

(一) 一八八八年七月四日ニ於テ現實ニ所有セル不動産

(二) 第二十二回州會法律第八章第六條ニヨリ取得シタル土地

(三) 一八九七年「アイオワ」法典第二八九〇條ニヨリ取得シタル土地

ヲ取得シ、所有シ又ハ處分スルコトヲ得レトモ其ノ土地カ法人ノ所有トナリシ時ヨリ後十箇年以内ニ之ヲ賣渡シ又ハ處分スルコトヲ要ス若右期間内ニ之ヲ賣渡シ又ハ處分セザル時ハ同法典第二八九一條、第二八九二條及第二八九三條ニ基キ之ヲ州ニ沒收ス

ト、本州ニ住所ヲ有セサル外國人ハ土地取得制限期間タル二十箇年内又ハ其ノ後ニ不動産ニ對スル留置權 (Lien) 其ノ他ノ利益ヲ取得シタル時ハ其ノ權利ヲ適法ニ享有スルコトヲ得又右期間終了前ヨリ間斷ナク享有スル留置權又ハ判決シ強制執行ヲナスコトヲ得

而シテ留置權ノ行使ニ基ク賣渡後十箇年以内ニ賣渡サ、ルコトヲ條件トシテ此留置權、判決又ハ債務ノ爲ニスル賣買行為ノ買主トナルヲ妨ゲス

ナ、財産ノ所有ニ關シ合衆國ト外國政府ト締結セル條約ニ抵觸スル法律ノ規定ハ其ノ條約

國ノ人民ニ對シテ效力ナキハ數多ノ判決例ノ一致ナル所ナリ (Opel v. Shoup, 69 N. W. 580; *Bohrd. v. Hillmer*, 71 N. W. 204 參照)

本州ニ住所ヲ有セサル外國人カ生前ニ相續分ニ屬スル土地ヲ賣渡シタル時ハ其ノ賣渡ノ時ニ於テ住所ヲ有セサル外國人タリシ遺族ハ死亡者ノ財産ノ分配ヲ受クル權利ナシ

(Title 17, Chap. 4, Intestate Property, Annotated Code of Iowa 1897, Sec. 3358 參照)

右ノ法令ハ州内ニ住所ヲ有セサルモノ、所有スル土地ノ減少ヲ計ルト共ニ其ノ買受人ノ權利ヲ保護スルノ趣旨ニ出テタルモノナリ而シテ抵當權 (Mortgage) ナ有スル者モ買受人ト看做サレ算婦分ニ對シテ優先權ヲ有ス (Real Estate of Gill 71-296 參照)

四、外國人カ制限的ニ取得シタル土地ニ對シテ法定ノ處分ヲナス又ハ之ヲ要求セサル時ハ之ヲ州ニ沒收ス (Chap. 1, Title 14 of Rights of Real Property, Sec. 2890 Code of Iowa Annotated 1897 參照)

右沒收ノ手續トシテ財産所在地ノ郡檢事 (County Attorney) ハ裁判所ニ沒收ノ申請ヲナシ審理ノ末州ニ沒收セラレタル財産ハ賣却ノ上其ノ賣上金ヲ學校ノ永久基金ノ一部ニ供ス (Ibid. See 2891 參照)

其ノ他州法律ハ檢事ニ於テ沒收ノ手續ヲ怠ルトキハ州民ニ沒收申請ヲナスコトヲ許セリ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

土地所有權

490432

本州法制ハ外國人ノ土地所有權ニ關シテ左ノ二種ノ區別ヲ設ク

一、相續又ハ遺贈ニ由ル不動産上ノ權利ニ就テハ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ本州ニ住所ヲ有スル合衆國民ト同様ニ之ヲ取得シ、享有シ、遺贈シ又ハ讓渡スルコトヲ得

但シ右外國人ハ不動産ニ關シ州民ト同一ノ義務ヲ負擔スヘキモノトス (Missouri Annotated Statutes, 1906, Vol. 3, Chap. 68 "Aliens", Sec. 4762 參照)

一八三五年及一八四五年ノ法律ニ據レハ住所ヲ有セサル外國人ハ單ニ相續又ハ賣買ニ由リテ不動産ヲ取得シ得ルニ過キサリシカ一八七二年ニ至リテ現行法ト同シク外國人ニ外國人所有ノ不動産相續ヲ許スノ法律ヲ發布セリ

合衆國內ニ生レタル女ニシテ本州ニ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ有スルモノカ外國人ト婚姻シ外國ニ住所ヲ有スル場合ニ於テモ捺印證書 (Deed) ニ由リテ其ノ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ讓渡シ又ハ之ヲ遺贈スルテ得ヘシ執レノ場合ニ於テモ捺印證書ニ由ル不動産ノ讓渡並遺言作成ニ關スル本州ノ一般法律ニ遵據スヘキハ勿論ナリ (Ibid. Sec. 4763 參照)

二、左ニ掲クルモノハ本州内ニ於テ適法ニ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ取得シ所有スル得ス

イ、合衆國民ニアラサル自然人

ロ、合衆國民トナルヘキ意思ヲ適法ニ表示セサル自然人

ハ、合衆國若クハ其ノ他ノ州又ハ「テリトリー」(Territory)ノ法律ニ遵據シテ設立セラルル法人

但シ右規定ハ本法實施後ニ取得セル土地ニハ適用セザリト迦及セザルモ其ノ外ハ不適用ス (Ibid. Sec. 4764 參照)

要之外國人及外國法人ハ相續又ハ遺贈ノ場合ヲ除キ不動産上ノ權利ヲ享有スル事ヲ得ス

三、現行條約ニ於テ外國人ノ土地所有權ヲ保障セル場合ハ上述ノ原則ヲ適用セス而シテ條約ニ基キ存在スル權利ハ該條約ノ有效ナル限り存續スルモノトス (同上)

茲ニ注意スヘキハ右規定ハ外國人ノ爲シタル土地讓渡ノ契約ヲ全然無効ナラシメザルモノニ非ス本人ノ歸化ニ由リ之ヲ有效ナラシムルヲ得ベシトス

四、株式ノ十分ノ以上カ合衆國民ニアラザル自然人、法人又ハ組合ニヨリテ所有セラル

法人ハ今後本州ニ於テ不動産ヲ取得シ所有スルコトヲ得ス
五、外國人モ左ノ場合ニ於テ不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ取得スルヲ得可シ

イ、金錢債務ノ擔保トシテ不動産及不動産上ノ權利ノ上ニ善意ニ設定セラレタル信託
又ハ抵當權 (Mortgage) ノ捺印證書ニ基ク信託受益者 (Cestui que trust) 又ハ抵當權
者トシテ本州内ノ不動産上ノ權利ヲ取得スルコト

ロ、右ノ信託受益者又ハ抵當權者ノ讓受人トシテ不動産上ノ利益ヲ取得スルコト

ハ、金錢ヲ貸付ケタル自然人又ハ法人ハ信託又ハ抵當權ニ關スル捺印證書ニ基ク權利
行使ノ結果、目的物タル不動産ヲ買受クルコト

(例) ハ土地ヲ債權擔保ニ供シタル場合ニ債務不履行ノ爲擔保權ヲ行使シ土地ヲ競買ニ附スル時抵當權者
カ之ヲ買受クルコトヲ妨ケスト云フカ如シ法文中ニ「Foreclosureニ於テ」トアルハ抵當權(又ハ不動産質
權等)ノ目的物ヲ擔保權設定者ノ手ニ復歸セシムルノ權利ノ阻却ヲ云フモノニシテ裏スルニ擔保權本來ノ
行使ニ外カラス

又例示ノ擔保權ハ U.C.L.ニ由リテ設定セラレタルモノタルコトヲ要ス)

ニ、右ノ自然人又ハ法人ノ讓受人トシテハニ掲ゲタル物權ヲ取得スルコト

茲ニ注意スヘキハ、及ニノ場合ニ於テ不動産ノ賣價カ信託又ハ抵當權ヲ捺印

證書ニ基キ賣渡ヲナス當時ノ金額(元本、利息、違約金、損害賠償額等)ニ權利行使
ノ費用ヲ合算セル額ニ達セサル場合ニ限り受益者、抵當權者又ハ其ノ讓受人ハ買受
ヲナシ得ルモノトス

右買受人ハ取得セル財産ノ性質ニ從ヒ占有後六箇年以内ニ合衆國民ニ善意ニテ賣却ス
ルコトヲ要ス此期間經過後ハ本州ニ沒收セラル (Title Sec. 4765 参照)

前掲ノ規定ニ反シテ外國人ノ取得シ、所有セル一切ノ財産ハ本州ニ歸屬スヘキモノニシテ市
又ハ郡檢察長、巡回檢察事又ハ執行檢察事ハ衡平法其ノ他ノ訴訟手續ニ由リテ沒收手續ヲ行フ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ法規ナシ

第三十六 オクラホーマ州 (Oklahoma)

土地所有權

- 一、善意ニ本州内ニ住所ヲ有シ又ハ之ヲ有セムトスル外國人ハ居住ノ事實ノ繼續スル間ハ本州民ト等シク土地ヲ取得シ、所有スルコトヲ得若本州内ニ住所ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ五箇年以内ニ之ヲ讓渡スルコトヲ要ス(一九〇七年憲法第二章第一條及同年法律第四章第一節參照)
- 二、合衆國內ニ生レタル印度人ハ土地ヲ取得シ、所有スルコトヲ得(同上憲法參照)
- 三、憲法實施ノ際ニ土地ヲ所有セル外國人ハ其ノ生存中右土地ヲ所有スルコトヲ得(同上憲法參照)

- 四、本州内ニ住所ヲ有セサル外國人ハ土地ヲ取得スルコトヲ得サルモ受遺、相續又ハ其ノ有スル留置權ノ行使ニ基ク買受ニ依リ土地ヲ取得シタル時ハ五箇年間之ヲ所有スルヲ妨ケス但シ期間満了前ニ讓渡セサルトキハ州ニ沒收セララル(同上憲法、同法律參照)
- 五、市町村ノ自治區域及其ノ附屬區域以外ノ土地ヲ賣買シ、取得シ、處分スルノ目的ヲ以テスル法人ノ設立又外國法人ノ成立ヲ認許セス
現在本州ニ於テ業務ヲ執行スル法人モ上述區域以外ノ土地ノ賣買、取引等ヲ行フコトヲ得ス

但シ左ノ除外例アリ

- イ、業務ノ執行ニ必要ナル土地ヲ取得スルコトヲ得
- ロ、債務ノ擔保トシテ抵當權 (Mortgage) ナ取得シ又其ノ擔保權行使ノ結果目的タル土地ヲ取得スルコトヲ得但シ五箇年以上之ヲ所有スルコトヲ得ス
- ハ、信託會社ハ其ノ信託ニ伴フ債務ヲ擔保スル爲受信託者トシテ本州内ノ土地ニ就キ虛有權 (Naked Title) ナ取得スルコトヲ得(同上憲法第二一章第二條參照)

鑛業權

本州法律ハ本州民ニ其ノ發見シタル州有地ニ於ケル鑛區ノ採掘ニ關シ優先權ヲ認ムルモ(一九〇七年法律第四九章第三節參照)外國人ニ關シテハ何等ノ規定ナキヲ以テ外國人ハ州有地内ノ鑛區ニ對シ州民ト同様ナル權利ヲ有セサルモノ、如シ
私有地内ノ鑛區取得ニ關シテハ何等ノ規定ナシ

490435

第二十七 テキサス州 (Texas)

百二十四

土地所有権

- 一、善意ニテ本州ニ住所ヲ有シ又ハ住所ヲ有スヘキ外國人ハ其ノ居住ノ事實ノ存続スル期間完全ニ土地ヲ所有スルコトヲ得
- 外國人カ住所ヲ有セサルニ至リタル時ハ其ノ後五箇年以内ニ之ヲ讓渡スコトヲ要ス(一八九五年法律參照)
- 二、一八九二年法律實施當時現ニ土地ヲ所有スル外國人ハ其ノ生存中權利ヲ享有ス(同上)
- 三、本州ニ住民トナリ且合衆國民トナルヘキ意思ヲ表示シタル外國人ハ本州民ト等シク土地ヲ取得シ所有スルコトヲ得(同上)
- 四、本州ニ住所ヲ有セサル外國人ハ本州ニ於テ土地ヲ所有スルコトヲ得ス(一八九二年法律第一條參照)但シ次ノ例外アリ

- イ、市町村ノ自治區域内ノ土地ハ之ヲ取得スルコトヲ得(同上第二條參照)
- ロ、債務ノ取立ニ關スル判決ニ基キ土地又ハ土地上ノ權利ヲ取得スルコトヲ得(同上第三條參照)

土地又ハ土地上ノ權利以上ニ設定セラレタル留置權 (Lien) ヲ取得シ又之ヲ行使スルコトヲ得(同上)

ニ、受遺又ハ相續ニ依リテ土地ヲ取得スルコトヲ得(同上第四條參照)

住所ヲ有セサル外國人カ土地ヲ取得シタル時ハ其ノ取得ノ時ヨリ十箇年以内、其ノ外國人カ未成年者ナル時ハ成年ニ達シタル時ヨリ十箇年以内ニ之ヲ讓渡スルコトヲ要ス若シ之ノ意リ又ハ不正ニ讓渡シタル時ハ其ノ土地ハ州ニ沒收セラレ(同上第四條) 州長官ニ由リ之ヲ没收スルコトヲ得(第五條參照)

合衆國民又ハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル外國人ハ法律ニ遵據シテ一八八三年一月二十二日ノ法律ニヨリ賣買ノ權利ヲ保留セル「パシフィック、レジャー、ヴェーヴェン」(Pacific Reservation) 州有地内ニ含有スル有價礦物ヲ採掘シ又之ヲ買受ケルコトヲ得(一八九五年法律參照) 其ノ他ノ土地ニ於テ外國人ノ採礦權ニ就テハ特別ナル法規ナシ

第二十八 ジョージア州 (Georgia)

百二十五

2-1308

0553

490436

第二十八 モンターナ州 (Montana)

百二十六

土地所有權

本州ニ於テハ相續ニ依ルノ外國人ノ土地取得ニ關シ何等ノ規定ナシ

(附) 現行法ハ外國人ノ土地所有ヲ禁スル普通法 (Common Law) ノ原則ヲ承認スルモ

以テ之ニ非ストノ説アリ (Montana Digest, Maps) (1907, P. 4 參照)

相續人場合ハ住所ヲ有スルト否トモヨリテ之ヲ區別スルハ古昔ニ於テハ人ハ一平

- 一、住所ヲ有スル外國人ハ生來ノ本州民ト等シク相續權ヲ有シ相續人ノ血族中外國人タル身分ヲ有スルモノアルモ其ノ相續權ヲ喪失セス

- 二、住所ヲ有セサル外國人ハ被相續人ノ死後五箇年以内ニ自其ノ相續權ヲ主張スルニ非サレバ其ノ權利ヲ喪失ス

(Montana, Boody, Civil Code, 1892, § 1867 參照)

礦業權

外國人ハ本州民ト等シク一切ノ礦業權ヲ取得シ享有シ又之ヲ處分スルモ其ノ得ルニ關シ

但シ合衆國有礦區及其ノ他ノ國有地ノ處分ニ關スル合衆國ノ法規ニ違反スルコトヲ得ス

(一八八九年憲法第三章第三五條參照)

百二十七

第三十九 ワイオミング州 (Wyoming)

土地所有權

本州ハ土地所有ニ關シテハ州内ニ住所ヲ有スル外國人ニ州民ト同一ノ權利ヲ與ヘ憲法ハ財產ノ取得、所有、讓渡又ハ租稅負擔ニ關シテ州民ト異ナル待遇ヲナスノ法律ヲ設ケサル旨ヲ保障セリ(憲法第一章第二十九條參照)

其ノ他州法律中契約勞働移民ニ關スル禁止ノ規定ヲ除キ州内ニ住所ヲ有スル外國人ノ土地所有ニ對シ何等ノ制限ノ規定ヲ存セス但シ住所ヲ有セサル外國人 (Non Resident Aliens) ニハ憲法及法律ニ於テ土地所有權ヲ保障セラレサルモノ、如シ

鑛業權

本州ニハ前掲ノ土地所有ニ關スル憲法規定ノ存スル外他ニ制限ノ規定ナキヲ以テ州内ニ住所ヲ有スル外國人ハ鑛業權ヲ有スルモノト認メサルヲ得ス

第四十 アイダホ州 (Idaho)

土地所有權

左ニ掲クル者ハ不動産(鑛區並鑛業ニ必要ナル土地ヲ含マズ)上ノ權利ヲ取得スルコトヲ得ス

- 一、合衆國民ニアラサル者
- 二、合衆國民トナルノ意思ヲ表示セサル者
- 三、合衆國民ニアラサル者若シハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示セサル者(鐵道會社ヲ含マズ)又ハ組合(鐵道會社ヲ含マズ)

其ノ他合衆國民タルノ資格ナキモノハ不動産上ノ權利ヲ享有スルコトヲ得ス但シ左ノ場合ハ例外トス

- 一、外國人又ハ外國法人ハ留置權 (Lien) 行使ハ結果不動産ヲ取得スルコトヲ得
- 二、債務ノ辨濟ヲ受クルカ爲メ不動産ニ對スル留置權又ハ判決ヲ強制スルコトヲ得
- 三、債權者タル外國人ハ債務ノ取立ノ爲メ賣却スル不動産ノ買主トナルコトヲ得
- 四、外國人タル寡婦又ハ相續人若シハ合衆國民トナルヘキ意思ヲ表示セサル寡婦又ハ相續

人モ相續ニ依リテ土地ヲ所有スルコトヲ得
右外國人ハ不動産ノ取得後五箇年以内ニ之ヲ他ニ賣渡スヲ要ス若此期間内ニ賣渡スル時ハ
之ヲ州ニ沒收ス (Title Revised Code) Sec. 2600 參照
但シ支那人其ハ他蒙古人種ニシテ合衆國ニ於テ出生セサル者ハ不動産ヲ取得スルコトヲ得ス
(Ibid. Sec. 2610 參照)

鑛業權

鑛業權ニ關シテハ内外人平等主義ヲ採用シ外國人モ内國人ト同様ニ鑛區其ノ他探鑛ニ必要ナル
土地及權利ヲ取得スルコトヲ得
但シ支那人其ノ他蒙古人種ハ此權利ヲ有セス (同上 參照)

第四十一 ユーター州 (Utah)

土地所有權

本州憲法ハ外國人ノ權利義務ニ關シ何等ノ規定ヲ設ケサルノミナラス其ノ他ノ法律中僅ニ一
九〇七年ノ法規全集 (Compiled Laws) 第二八四七條ニ於テ外國人ハ本州民ト等シク相續權ヲ
有シ且法律上相續權ヲ有スルモノハ其ノ親族カ外國人タルノ身分ヲ有スルニ依リテ此權利
ヲ喪失スルコトナキ旨ヲ規定スルニ過キス

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

490439

第四十二 コロラド州 (Colorado)

百三十二

土地所有權

憲法ハ本州ニ住所ヲ有シ又ハ住所ヲ有スヘキ外國人ハ生來ノ州民ト等シク財産ヲ取得シ、所有
シ又處分スルヲ得ヘキコトヲ定メタルノミニシナ(憲法第二七條參照)住所ヲ有セサル外國人ニ就テハ
何等ノ規定ヲ設ケス然ルニ一般法規 (General Statutes of the State of Colorado) 第三章第
一一九條ハ住所ヲ有スルト否トヲ問ハス凡テノ外國人ニ本州民ト同様ニ不動産上ノ權利ヲ許
與セリ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第四十三 ワシントン州 (Washington)

土地所有權

本州ニ於テハ善意ニ合衆國民タルヘキ意思ヲ表示シタルモノヲ除キ其ノ他ノ外國人ハ土地ヲ
所有スルヲ得ス但シ相續ニ依リ又ハ抵當權 (Mortgage) 行使ノ結果又ハ債務取立ニ關スル判
決ノ執行ニ基キ土地ヲ取得スルモノハ此限ニアラス

若現行憲法實施後直接又ハ信託ヲ以テ外國人ニ土地ヲ讓渡シタル時ハ其ノ法律行為ハ無効ト
ス (Constitution of Washington) § 65 參照

上記外國人中ニハ外國自然人及外國法人並株式ノ過半数ヲ外國人カ所有スル内國法人ヲモ包
含ス

鑛業權

前記土地ニ關スル憲法上ノ規定ハ鑛物ヲ包含スル土地ニ適用セサルノミナラス(憲法第六五條參照)他
ニ鑛業權ヲ外國人ニ付與ストル規定ナキヲ以テ之ヲ許與セムニハ特別規定ヲ要スルハ勿論ナ
リ

百三十三

2-1308

0557

490440

百三十四
公有鑛地ノ貸貸借ニ關スル法律(Approved March 17, 1897) 中ニ州有地ニ於ケル金、銀、銅、鉛、朱砂其ノ他
有價ノ鑛物ノ探掘ニ關シテ州有地ノ管理者ハ探掘出願者ト貸貸借等ノ契約ヲナシ得ルモ右貸
貸借ヲ請願シ得ルモノハ合衆國民ニシテ右鑛物ヲ發見セシモノタルヲ要シ且貸借ヲナシ得ル
區域ハ八十「エーカー」ヲ超過スルヲ得サル旨ヲ規定セルモ外國人ニ關シテハ何等ノ規定ヲ設
ケズ (An Act to regulate the Leasing of Mineral Lands etc. 1897, § 8287 and 8288 參照)

第四十四 オレゴン州 (Oregon)

土地有所權

一、私有地

本州ニ於テハ外國人及外國法人ハ土地ヲ所有スルノ權利ヲ有ス凡ソ外國人タル自然人ハ生來
ノ本州民又ハ合衆國民ト同様ニ買賣、遺贈及相續ニヨリ土地若クハ土地上ノ權利ヲ取得シ、
所有シ、移轉シ、抵當權 (Mortgage) ノ目的物トナシ又ハ遺贈シ或ハ遺言ニヨリテ之ヲ相續人
ニ繼承セシムルコトヲ得

他ノ州又ハ外國ノ法律ノ下ニ設立セラレタル法人ニシテ本州内ニ於テ業務ノ執行ヲ禁止セラ
レザルモノハ其ノ業務執行ノ爲ニ必要ニシテ且有益ナル不動産竝不動産上ノ權利ヲ取得シ、
享有シ、行使シ、處分シ又債權ノ擔保トシテ抵當權ヲ取得スルコトヲ得 (七八五四年、一八
現行法實施前讓渡セル土地上ノ權利ハ讓渡人ノ外國人タルノ故ヲ以テ現存ノ權利ニ何等ノ影
響ヲ及ボスコトナシ)

但シ州憲法ハ支那人ニシテ本州内ニ不動産上ノ權利ヲ取得シ、享有シ得ルモノヲ一八五七年
十一月第二月曜日(憲法實施ノ日)ニ現ニ本州内ニ住所ヲ有スル者ノミニ限レリ

490441

百三十七

且憲法ハ右規定ノ實行ニ必要ナル法律制定ノ義務ヲ州議會ニ負ハシメタリ(憲法第十五章第八條參照)
日本人ニ關シテハ州憲法及法律ハ何等ノ制限ヲ設ケサルヲ以テ他ノ外國人ト同様ニ土地ヲ取得シ、使用シ、處分スルコトヲ得ルモノト思考ス

二、州有地

州有地ニ關シテハ特別ノ規定アリ即チ合衆國民又ハ本州民トナルノ意思ヲ表示シタル年齡十八歳以上ノ者ハ本州内ノ土地ヲ買受クルコトヲ得而シテ農地以外ノ州有地ヲ買受ケムトスルモノニシテ之ヲ取得スル資格アルモノハ州有地局(State Land Board)ノ書記ニ其ノ旨ヲ願出ツルヲ要ス(Gen. II of the Act of Feb. 23, 1907 and Ballinger and Cotton's Code and Statutes of Oregon. I. XIII Chap. II. Sec. 3979 參照)

鑛業權

支那人ヲ除キ外國人ニ對スル制限の規定ナシ(州憲法第十五章第八條參照)

(參照)

一八九八年、一八九九年州法律ハ一切ノ鑛地ヲ不動産ト認メ其ノ所有權ヲ享有シ得ルモノハ第三二二六條ノ範圍内ニ於テ適法ニ之ヲ取得シ、有所シ得ヘキコトヲ定ム
第三二二六條

不動産上ノ權利ヲ有シ且現在占有ヲナスノ權利ヲ有スルモノハ法律ニ基キ該權利回收ノ爲ニ生スル損害ヲ賠償シテ占有ヲ回復スルヲ得右ハ當時財産ヲ實際占有セル人ニ對シ若何人モ之ヲ占有セザル時ハ所有者トシテノ行爲ヲ爲ス者ニ對シテ之ヲ行フモノトス

百三十七

第四十五 カリフォルニア州 (California)

土地所有權

一八九四年ノ修正憲法ハ當國歸化法ニ據リ合衆國民トナルコトヲ得ヘキ白人種又ハ亞弗利加人種ノ血統ニ屬スル外國人ニシテ本州内ニ住所ヲ有スル者ニ限り生來ノ本州民ト等シク不動産以外ノ財産ヲ取得シ、所有シ又之ヲ處分スルコトヲ得而シテ相續又ハ遺贈ニヨリ今後外國人ノ取得スルコトアルヘキ不動産ノ處分ニ關シテハ州法律ヲ以テ規定ヲ設クルコトヲ得ト定ム(一八九四年憲法第一七條參照)

茲ニ注意スヘキハ土地ニ關スル民法ノ規定ト憲法トノ關係之ナリ即チ民法第六七一條ニ據ルニ財産ノ取得所有及處分ニ關シテハ内外人平等主義ヲ認メタルノミナラス同第六七二條及第六七四條ノ如キハ特ニ相續ニ就テ取得ノ手續ヲ除キ内外人ヲ區別セザルコトヲ規定シ又二八七九年ノ憲法ハ財産ノ取得所有及處分ニ關シテ州内ニ住所ヲ有スル外國人ニ對シ本州民ト同一ノ對遇ヲ保障セリ(第一章第一七條參照)然ルニ一八九四年以修正憲法ニテハ民法及舊憲法ト趣チ異ニシ土地所有ニ關シテハ何

等ノ保障ヲ外國人ニ與ヘス唯相續及遺贈ニヨリテ取得スルコトアルヘキ財産ノ處分ハ州法律ヲ以テ規定シ得ヘキコトヲ明言セルノミ從テ憲法ノ規定以外ノ事項タル外國人ノ財産權ニ關シテ民法ノ規定尙ホ其ノ效力ヲ保障スルヤ否ヤハ當國ニ於テ一疑問トナリ居ルモノ、如シ

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第四十六 ネヴァーダ州 (Nevada)

土地所有權

憲法ハ本州ニ住所ヲ有シ又ハ有スヘキ外國人ハ財産ノ取得所有及處分ニ關シ生來ノ州民ト同一ノ權利ヲ有スヘキコトヲ定メタルノミ(憲法第一六條參照)然ルニ一八七九年二月二十七日ノ法律ニ據ルニ清國民ヲ除キ外國人ハ本州ニ住所ヲ有スルト否トヲ問ハス内國人ト同様ニ私權ヲ享有シ得ヘキヲ以テ現今ニ於テ本州ハ内外人平等主義ヲ採用ス

鑛業權

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

第四十七 デイストリクト、オブ、コランピア

(District of Columbia)

土地所有權

本州ノ法制ハ外國人カ土地所有權ヲ享有スル場合ヲ二種ニ區別セリ即チ(一)合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタルモノニハ所有權ヲ許シ(二)之ヲ表示セサルモノニハ其ノ取得ヲ禁セリ但シ左ノ場合ハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示セサルモ尙ホ土地ノ所有ヲナスコトヲ得

一、相續ノ場合

一、一八八七年前(即チ現行法實施前)ノ負債ニ對スル裁判上ノ手續ニ基ク場合(Foreclosureノ如キ)

三、外國公館又ハ外國政府ノ代表者及隨員ノ宅地所有ニ關スル場合

(Supplement to the Revised statutes of U. S. Vol. 1. 2nd Edit. P. 582 參照)

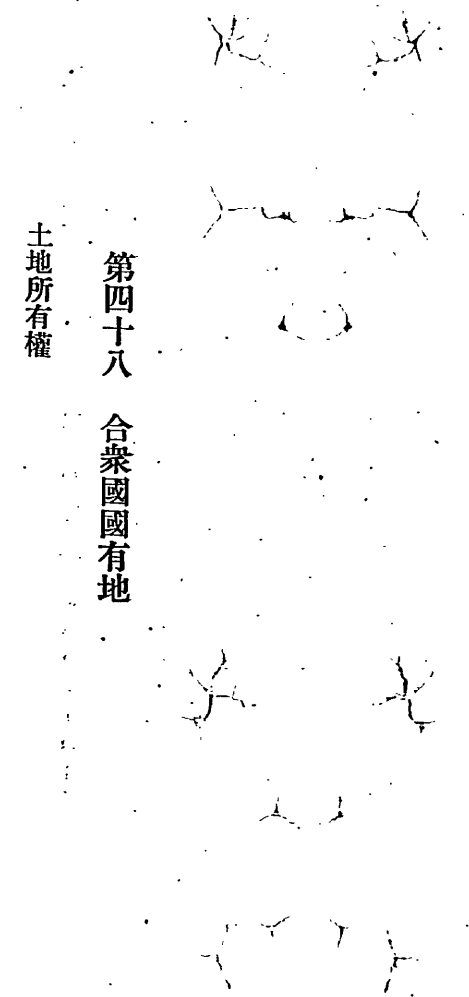
但シ合衆國民トナルノ意思ヲ表示セサル外國人モ條約ニ依リテ土地ヲ取得スルヲ得ルハ法律ノ明言スル所ナリ

490444

外國人ニ關スル特別ノ規定ナシ

鑛業權

百四十二



第四十八 合衆國國有地

土地所有權

一、無償拂下

用途ノ定ラサル合衆國國有地ハ次ノ條件ノ下ニ百六十「エーカー」ノ範圍内ニ於テ之ヲ取得スルコトヲ得ヘシ

イ、戸主又ハ二十一歳以上ノモノナルコト

ロ、合衆國民タルカ若クハ適法ニ合衆國民ト爲ルノ意思ヲ表示シタルモノナルコト

ハ、國內ノ州又ハ Territories ニ於テ未タ百六十「エーカー」以上ノ土地ヲ所有セサルモノナルコト

而シテ右土地ノ拂下ヲ受ケタルモノハ左ノ義務ヲ負フ

(一) 地方土地局 (Land Office) ニ登記スルコト

(二) 登記後六箇月内ニ該土地ニ住居ヲ定メ五箇年間引續キ住居スルコト

(三) 耕作及土地ノ改良ヲ爲スコト

(四) 五箇年經過ノ後二箇年以内ニ住居、耕作、土地改良ニ關スル證明ヲナシ地方土地局ニ

百四十三

2-1308

0562

490445

更ニ登記ヲ受クルコト

(五) 最後ノ登記前ニ歸化スルコト

右ノ手續ヲ經タル時ハ最後ノ登記ノ際更ニ土地局手数料ヲ支拂フノミニテ地券ヲ下附セラル
但シ五箇年間引續キ定住スルヲ欲セサル者モ代價ヲ提供シテ最後ノ登記ヲ受クルコトヲ得
(Homestead Act)
(1892. 參照)

二、有償拂下

戸主又ハ二十歳以上ノ合衆國民又ハ合衆國民トナルヘキ意思ヲ適法ニ表示シタルモノニシ
テ未タ百六十「エーカー」ノ土地ヲ所有セサルトキハ百六十「エーカー」ノ範圍内ニ於テ左記ノ
國有地ノ拂下ヲ受クルコトヲ得但シ拂下價格ハ「エーカー」ニ付二弗五十仙ヲ下ルヲ得ス

イ、用途ノ定ラサルモノナルコト

ロ、人ノ住居セサルモノナルコト

ハ、保存地ニ編入セラレサルコト

ニ、礦物ヲ含マサルコト

ホ、耕作ニ適セス主トシテ木材、石材ニ富メルモノナルコト

礦業權

合衆國民又ハ合衆國民ト爲ルノ意思ヲ表示シタル者ハ法律ニ抵觸セザル礦業ニ關スル地方ノ

慣習又ハ規則ニ據リ國有ノ礦區ヲ探掘又ハ買受タルコトヲ得 (Revised Statutes of U.S.)
即チ左ニ掲クルモノハ國有ノ礦區ヲ取得スルコトヲ得 (Id. Sec. 2313 參照)

一、合衆國民ト爲ルノ意思ヲ適法ニ表示シタル外國人ハ土地ヲ所有シ得可キ勿論夫ハ

二、意思ヲ表示セサル外國人ニアリテモ米國政府ヨリ異議ヲ主張セル場合ヲ除キ當然ニ取消

式ニ依ルモノニ付ラス

三、此場合ニ於テ若シ外國人カ其ノ權利取得ヲ請求シ裁判ヲ進行ヲ停止シ合衆國民ニ對シ又

四、合衆國民トナルヘキ意思ヲ表示シタル時ニ於テ取得スルコトヲ得

五、礦業法及組合

六、組合又ハ内國法人ニシテ礦區取得ノ能力アル組合員及社員ヲ以テ組織セラレタルモノ

七、土地所有權ヲ有ス (同上) 八、合衆國民トナルヘキ意思ヲ表示シタルモノハ百六十「エーカー」以内

九、代理人

十、代理人ノ礦區取得ヲ本人ニ於テ承認スル場合ニハ有效トシ他人ノ爲ニ自己ヲ名ニ於テ

區ヲ取得スル者ハ其ノ裁判所ハ其ノ權利ヲ本國ニ移轉セザルコトヲ要ス(同上)

二六 炭礦

二十歳以上ハ合衆國民又ハ合衆國民トナルノ意思ヲ表示シタル者ハ百六十「エーカー」以内又内外大ヲ以テ組織セラレタル組合ハ三百五十「エーカー」以内ヲ用途以テ特定モラサル無住ノ炭礦ヲ取得スルコトヲ得

而シテ礦區ヲ取得者ハ礦區ニシテ(一)既設鐵道線路ヲ去テ十五哩以上若ル時ハ「エーカー」十弗以正(二)既設鐵道線路ヲ去テ十五哩以内若ル時ハ「エーカー」五十弗以正ヲ納付モ其地方土地局ニ於テ登記ヲ受クルコトヲ要ス(United States Revised Statutes, Sec. 2347 参照)

三、含鹽地ニ關スル者ハ(一)既設鐵道線路ヲ去テ十五哩以上若ル時ハ「エーカー」十弗以正(二)既設鐵道線路ヲ去テ十五哩以内若ル時ハ「エーカー」五十弗以正ヲ納付モ其地方土地局ニ於テ登記ヲ受クルコトヲ要ス(United States Revised Statutes, Sec. 2347 参照)

四、鑛業權ニ關スル州及「テリトリ」ノ立法權ハ(一)「Saline Lands Jan. 31, 1901 参照」各州及「テリトリ」ハ鑛業權ニ關シテ立法ヲ自由ナリ且諸種ノ法規ヲ設ク得ルコトヲ得

第四十九 テリトリーズ (Territories)

一、條約ニ據リテ土地所有ヲ保障セザル外國人ハ該條約存續期間土地ヲ取得シ、所有スルコトヲ得

二、外國人ガ善意ニテ合衆國內ニ住所ヲ有シ又適法ニ人民トナル以テ意思ヲ表示シタル時

三、土地所有ヲ許サル而シテ住所ヲ有スル外國人ガ善意ニ住所ヲ有セサルニ至リタル場

四、合衆國民ニシテ市町、村ノ自治區域内ニ土地所有又取得トナシ得

五、外國人ハ相續ニ由リテ土地並ニ土地ノ權利ヲ取得スルコトヲ得

六、債務辨済に關スル裁判執行ニ基テ土地ヲ取得スルコトヲ得

七、外國人ハ不動産又ハ不動産上ノ權利ニ對テ留置權ニ依リテ取得スルコトヲ得

八、外國人ハ金錢債務ヲ擔保シテ不動産又ハ不動産上ノ權利ノ上ニ設定セラレタル抵當權 (Mortgage) ナリ取得スルコトヲ得

九、留置權又ハ金錢債務ヲ爲ニ設定セラルル抵當權ヲ行使スルハ之ニ由リテ不動産上ノ權利ヲ取得スルコトヲ得

上述ノ方法ニ依リ取得セル土地ハ權利確定後十箇年以内ニ賣渡スルヲ要ス然レバ其レハ没收者ナラズ但シ没收開始前ニハ何時ニテモ之ヲ讓渡スルコトヲ得

然レトモ信託ニヨル讓渡ハ被信託者ノ内外人タルヲ問ハズ悉テ無効非但シ此又上述ノ法規ヲ免ル、コト意思ヲ以テ讓渡セル土地ハ没收セラル而シテ没收ナラスニハ司法長官 (Attorney General) ノ該土地ノ存スル地方裁判所ニ之ヲ申請スルヲ要シ裁判所ハ審理ノ未没收判決ナ

キ強制競賣ヲ命スルコトヲ得、又ハ其ノ賣代金中ヨリ訴訟費用ヲ控除シ其ノ殘額ハ該地方裁判所書記之ヲ保管ス若一箇年内ニ其ノ土地ノ所有者、相續人又ハ遺産管理人ヨリ返戻ノ請求ナキトキハ之ヲ没收シ學校ノ基金ニ充ツ

礦業權

外國人ハ鑛區ヲ取得スルコトヲ得 (Act. of March 2)

而シテ此ノ賣渡代金中ヨリ訴訟費用ヲ控除シ其ノ殘額ハ該地方裁判所書記之ヲ保管ス若一箇年内ニ其ノ土地ノ所有者、相續人又ハ遺産管理人ヨリ返戻ノ請求ナキトキハ之ヲ没收シ學校ノ基金ニ充ツ



490448

第五十布 哇 (Hawaii)

土地所有權

本邦ハ土地ヲ公有地ト私有地トニ區別シ取得ノ方法ヲ異ニセリ

一、公有地

公有地ヲ左ノ五種ニ區別ス

イ、農地

(一) 果物、珈琲、砂糖其ノ他多年性收穫物ノ耕作ニ適スル土地

(二) 一年性收穫物ノ耕作ニ適スル土地

(三) 「カロー」及米作地ノ如キ濕地

ロ、牧畜地

(一) 農地ニ入ラサル土地ニシテ而カモ年中生畜ヲ牧スルニ適スル土地

(二) 一年ノ或期間ノミ生畜ヲ牧スルニ適スル土地又ハ(一)ヨリハ劣等ナル土地

ハ、農牧地

即チ一部ハ耕作ニ一部ハ牧畜ニ用ヰラル、土地

ニ、森林地

即チ森林樹木生産ノ地ニシテ耕作ニ不適當ナル土地

ホ、荒地

以上ノ種類ニ屬セサル土地

公有地ノ賃借權及所有權取得ニ關シテ左ノ方法ヲ設ク

イ、Homestead Lease

ロ、Right-of-purchase Lease

ハ、Cash Freehold

而シテ土地取得ニ必要ナル一般條件ヲ左ノ如ク定ム

(一) 十八年以上ニ達シタルコト

(二) 生來又ハ歸化ニシタル人民タルコト然ラザレバ人民トナルベキ意思表示ノ證明ヲ得タルモノナルコト

(三) 或犯罪ノタメ民事上ノ能力ノ欠缺セルモノニアラサルコト

(四) 租税ヲ滞納セザルコト

次ニ各取得方法ノ特色ヲ述ベムルコト

(イ) Homestead Lease System

此方法ニヨリ公有地ノ「ホームステッド、リース」ヲ取得スルニハ取得請求料ニ弗及
借地券交附料五弗ノ外何等ノ支拂ヲ要スルコトヲ要請シ得ルニテ其意ヲ表示シ得ルコト
取得シ得ル土地ノ面積ハ第一種農地ニアリテハ八「エーカー」、第二種農地ハ十六「エ
ーカー」、第三種農地ハ二「エーカー」、第一種牧畜地ハ三十「エーカー」、第二種牧畜地ハ
六十「エーカー」、農牧地ハ四十五「エーカー」ヲ超スルコトヲ得ス

左ノ要件ヲ具備スル「ホームステッド、リース」ノ請求者ハ占有ヲ認許セラレタル土
地ヲ九百九十九年間「ホームステッド、リース」トシテ取得スルコトヲ得

(一) 占有者ハ占有證明ノ日ヨリ二箇年以内ニ住宅ヲ其ノ土地内ニ建設シ此處ニ住
居スルコト

(二) 占有者ハ占有證明ノ日ヨリ二箇年以内ニ其ノ家族ヲ其ノ土地ニ於テ扶養シ且
引續キ之ヲ扶養スルコト

(三) 占有者ハ占有證明ノ日ヨリ六箇年以内ニ左ノ耕作改良ヲナスコト

(イ) 農地ハ(a)土地ノ一割以上ヲ耕作スルカ又ハ(b)土地ノ五分以上ヲ耕作シ

且「エーカー」ニ付十本以上ノ樹木又ハ果樹ヲ良好ニ成長セシムルコト

(ロ) 牧畜地ハ生畜飼養ヲ農地同様ノ範圍ニ於テナスコト

(四) 占有者ハ徵稅命令後六十日以内ニ土地ニ對スル租稅ヲ支拂フコト

(五) 夫及婦ハ各別ニ右ノ權利ヲ請求スルヲ得サルコト

右ノ方法ニヨリ取得セル土地ノ占有者ノ死亡シタル場合ニハ假令遺贈又ハ贈與ノ行
爲アリトスルモ尙ホ法定ノ順序ニ從テ之ヲ繼承セシムルヲ要ス即チ第一順位ニアル
モノハ寡婦又ハ寡夫ニシテ之ニ次クモノハ占有者ノ子孫ヲ指ス此方法上關聯シテ
最モ注意スベキ事項ハ土着農民保護ノタメニ設ケタル權利移轉ニ對スル制限是ナリ
即チ

(一) 占有證明、「ホームステッド、リース」又ハ其ノ利益ハ抵當權(Mortgage)ノ行使

(二) ヲヨリテ讓渡スルコトヲ得ス

(三) 右ノ權利並利益ハ留置權(Lien) 其ノ他地方裁判所ノ判決ニ基ク賣却等ヲ爲ス

コトヲ許サズ

(三) 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ轉貸スルコトヲ許サズ

「ホームステッド、リース」地ノ占有ニ關スル一切ノ條件ヲ完備セル占有者以該土地ヲ

490450

政府ニ引渡スコトヲ得此ニ於テ政府ハ新借受カカ提供スル永久改良費ヲ右ノ
占有者ニ交附スルモノトシテ之ヲ改良スルコトヲ以テシテ之ヲ借受カカ
Right-of-Purchase Lease System

- 此方法ニ依リ賃借權ヲ取得スルニハ左ノ條件ヲ具備スルニ要ス
- (一) 賃借借シ權利存續ノ期間ハ二十一年ナルコト但シ賃借人ハ三箇年ノ終ニ於テ之ヲ買受ルコトヲ得
 - (二) 賃借人ハ第一年ノ終ヨリ第五年ノ終マテ引續キ賃借地内ニ於テ其ノ家族ヲ扶養スルコトヲ得
 - (三) 借地人ハ布哇「Teri Teri」ニ於テ農地又ハ牧畜地ヲ所有セザルニシテ
 - (四) 右方法ニ依リ取得シ得ル土地ノ面積左ノ如シ
 - (イ) 第一種農地ハ百「エーカー」
 - (ロ) 第二種農地ハ二百「エーカー」
 - (ハ) 第三種農地ハ二百「エーカー」
 - (ニ) 第一種牧畜地ハ六百「エーカー」
 - (ホ) 第二種牧畜地ハ千二百「エーカー」

- (五) 土地評定價格ノ八分ヲ地代トシテ半年毎ニ納付スルモノトシテ
 - (六) 賃借人ハ三箇年ノ終ニ其ノ占有地ノ五分、十箇年ノ終ニ其ノ一割ヲ耕作シ且一
 - (七) 牧畜地ハ上述期間ニ同一區域ニ生畜ヲ飼養スルコト
- 以上ノ要件ヲ具備スルモ住所ヲ其ノ地ニ定メザル者ニシテ前掲ノ面積以下ノ土地ヲ既ニ占有スルモノハ既ニ取得セル土地ト同種ノ土地トナ合シテ法定面積ノ範圍内ニ於テ取得スルコトヲ得ヘシ若他ノ種類ノ土地ヲ取得セムトスルトキハ各種期間ニ設ケラレタル比例ニ依リテ其ノ希望ノ土地ヲ取得スルコトヲ得
- 夫及婦ハ各別ニ此賃借權ヲ要求スルヲ得ス權利取得ノ請求ハ郡ノ Sub-Agentノ役所ニ本人自身ニ之ヲ爲スト同時ニ土地ノ六箇月間ノ地代等シキ納金ヲ爲スコトヲ要ス而シテ取得請求ヲ認可セラレタル時ハ此納金ハ地代ノ擔保トシテ
- 同一土地ノ區域ニ對シ數名ノ請求者アル時ハ最先ノ請求者ハ優先權ヲ有ス
- 「タイト」オ「ブ」チ「ス」リ「ス」上ノ利益ヲ讓渡カムトスル者ハ公有地管理官以テ之ヲ承認スルニ要ス但シ該賃借權ハ州政府ニ歸屬セザルモノトシテ

該貸借権が州政府に歸屬セシメラル、場合、該土地並永久的改良に對シ再評價
ヲナシ新賃借人ヲシテ價格ヲ支拂ハシム而シテ支拂ハレタル價格ハ前賃借人ニ交付
セラルベキモノナリ

前述セル如ク此貸借ノ特色ハ賃借人カ三箇年ヲ經過シタル後貸借上評價セラル
ベキ地價ヲ支拂ビテ之ヲ買受クルノ權利ヲ有スルニアリ然レトモ其ノ買受ニハ次ク
條件ヲ要ス

(一) 賃借地ノ二割五分ヲ耕作地トシタルコト
(二) 賃借借ノ一切ノ要件ヲ事實上完成シタルコト
Cash Freehold System

「キヤンシニ、フリーホールド」地ハ競賣ニヨリ最高入札ヲ爲シタル者ニ賣渡サルモ
ノナリ

右方法ノ下ニ土地ヲ取得ヲ請求スル者ノ資格並土地ノ範圍ハ「ライト、オブ、パー
チー、リース」制度ニ於ケルト同一ナリ

請求者ハ郡ノ「Sub Agent」ニ對シ文書ヲ以テ土地買受ヲ請求シ同時ニ其ノ資格ノ宣
誓表示並自己ノ評價ノ一割ヲ拂込ヲ爲ス請求者カ其ノ評價額ヲ支拂ハサル時ハ此

拂込金ハ沒收セラレ若シ落札者トナラサル時ハ返還セラル、モントス二人以上ノ最
高入札者アル時ハ最先ノ請求者ハ優先權ヲ有ス

競落人ハ直ニ買受價格ノ四分ノ一ヲ支拂コテ Freehold Agreement ヲ受ク
「フリーホールド、アグリーメント」ノ條件ハ次ノ如シ

- (一) 買受代金ハ一箇年、二箇年又ハ三箇年ノ年賦拂ヲ以テ納付スルコト
 - (二) 六分ノ利子ヲ附スルコト
 - (三) 支拂期ニ先ナテ納付スルコトヲ得此時ハ其ノ以後ノ利子ヲ免ル
 - (四) 三箇年以内ニ二割五分ノ農地ヲ耕作シ又ハ同一ノ牧畜地ニ飼畜スルコト
 - (五) 土地取得者ハ第一年末ヨリ第三年末マテ其ノ土地内ニ於テ家族ヲ扶養スルコト
 - (六) 公有地管理官ノ許可ヲクシテ土地ヲ他ニ讓渡スコトヲ得サルコト
 - (七) 其ノ土地ニ對スル租税ヲ支拂フノ義務ヲ有スルコト
- 以上ノ條件ヲ具備シタル時ハ三箇年ノ後ニ於テ該土地ノ所有權ヲ取得スルコトヲ得
ヘシ

土地カ州政府ニ引渡サル、時ハ土地並其ノ永久的改良ハ各別ニ評價シ永久的改良ノ
費用ハ之ヲ新取得者ヨリ提供セシメテ前取得者ニ支拂ハルベキモノトス

尙各個人獨立シテ右手續ヲ踏ムコトヲ困難ナリト爲ス場合ニ於テハ移住組合ヲ設
ケ六人以上共同シテ土地ヲ取得スルコトヲ得ヘシ

移住組合ニハ上述ノ Cash Freehold 並 Right-of-purchase Lease ノ規定ヲ適用ス

州政府ニ歸屬セシムルヲ得ル土地又ハ移住組合員ノ或者カ三箇月内ニ占有セサル土
地ノ部分ハ條件ヲ完備セル請求者ニ取得セシムルコトヲ得ヘシ

賃貸借關係ニアラサル公有地ハ總督ノ認可ヲ經テ公賣ニ附スルコトヲ得ヘシ然レト
モ次ノ條件ニ遵據スルヲ要ス

- (一) 一千「エーカー」以下ニ限ルコト
- (二) 其ノ賣渡ハ現金ナルコト
- (三) 六百「エーカー」以下ノ土地ハ一部現金一部信用ニテ賣渡スコトヲ得但シ改良

住居等ノ條件ヲ要スルコト前述各種ノ場合ノ如シ

以上述ヘタル特別ノ賃貸借又ハ普通ノ賣渡ノ外ニ尙ホ一般ノ賃貸借アリ即チ左ノ期
間内公有地ヲ賃貸スルコトヲ得

- (一) 農地ハ五箇年
- (二) 牧畜地ハ二十二箇年

此ノ如キ賃貸借權ハ公賣ニヨリ四箇月六箇月又ハ一箇年毎ニ地代ヲ支拂フ

二、私有地

一 私人ノ所有スル土地ハ内外人ヲ問ハス同様ニ之ヲ取得シ、所有シ且讓渡スルコトヲ得
ヘキモノニシテ外國人ニ對シ特別ノ取扱ヲナスヘキコトヲ規定セル法規ヲ見ス

鑛業權

外國人ニ關シ何等特別ノ法規ナシ故ニ其ノ鑛區カ公有地ナルトキハ合衆國公有地内ニ存スル
鑛區取得ニ關スル法規ヲ適用スヘク(國有地 爲參照)若私有地内ニ存スルトキハ前述私有地ニ關スル
モノニ據ル

上述公有地取得ニ關スル法制ハ農地、牧畜地、林野ニ關スルモノニシテ鑛地ニ適用スルコトヲ
得サルモノト解釋セムト欲ス

布哇基本法律ノ修正案

布哇ニ於ケル外國人ノ土地所有權ニ關スル現行法制ハ前章ニ述ヘタルカ如シ然ルニ一九〇九
年十一月二日ニ開會セル臨時議會ハ政府ノ提出ニ係ル基本法律ノ修正案ヲ其ノ儘議決セリ同



案ハ現行土地法ヲ修正シ公有地拂下ノ條件ヲ變更シ所有權ノ取得ヲ容易ナラシメ定住ノ意思ヲクシテ徒ニ土地ヲ兼併スルノ惡弊ヲ艾除シ以テ拂下地ニ土着スル小農ヲ保護スルノ方針ヲ定メタリ左ニ該法案ノ大要ヲ擧ケム

次ノ場合ニハ政府ハ公有地ニ對シ占有證明 (Certificate of Occupation), Right-of-Purchase

Lease, Chash Freehold Agreement, Special Homestead Agreement ナナスコトヲ得ス

一、本人、其ノ夫又ハ婦カ本法制定後爲サレタル證明、賃貸借又ハ取得契約ニ依リ既ニ土地ヲ取得セル時

二、本人、其ノ夫又ハ婦カ Homestead Lease 若クハ土地ノ特許ニ依リ既ニ土地ヲ取得セル時

(註) ニノ場合ハ一ノ場合ノ如ク本法制定後ニ與ヘラレタルモノタルコトヲ要セスト解スルヲ至當トセム

三、本人、其ノ夫又ハ婦カ本邦ニ於テ他ノ土地ヲ所有シ其ノ全面積ト新ニ取得セムトスル土地ノ全面積トノ合計カ八十「エーカー」ヲ超過スル時

四、本人カ法律ニ遵據シテ合衆國民トナルノ意思表示ヲ爲サ、ル外國人ナル時

合衆國民トナルヘキ意思ヲ表示シタル外國人カ引續キ Homestead Lease 又ハ土地上ノ特許ヲ享有スルニハ該權利取得後五箇年以内ニ合衆國民トナルコトヲ要ス

本法制定後證明、賃貸借又ハ取得契約ヲナシタル土地ノ全部又ハ其ノ一部或ハ土地上ノ權利又ハ其ノ管理ハ總督又ハ管理官ノ文書ニヨリ認可ヲ經スシテ法律上ノ手續其ノ他ノ方法ニヨリ直接又ハ間接ニ之ヲ左ニ列記セルモノニ讓渡シ、擔保ニ供シ、賃貸シ或ハ其ノ他ノ方法ニヨリテ移轉シ得サルノミナラス此等ノモノハ之ヲ取得シ、所有スルコトヲ得ス

一、該土地ニ關スル Homestead Lease 又ハ特許カ許與セラレタル前後ニ於テ外國人又ハ法人

二、Homestead Lease 許與ノ前後又ハ特許許與前ニ於テ第一以外ノ人

三、特許許與後ニ於テ他ノ土地ヲ所有シ又ハ直接、間接ニ土地ヲ管理スル者ニシテ新ニ取得セムトスル土地ヲ從來所有シ又ハ管理セル土地ト通算スル時ハ八十「エーカー」ヲ超過スルモノ

右制限ハ相續及一般ノ賃貸人間ノ讓渡及取得ノ場合ニハ之ヲ適用セス

左ニ列記セル場合ニ於テハ本法律第八十條ノ指定セル局 (Board) 委員ノ三分ノ二以上ノ承諾ヲ經ルヲ要ス

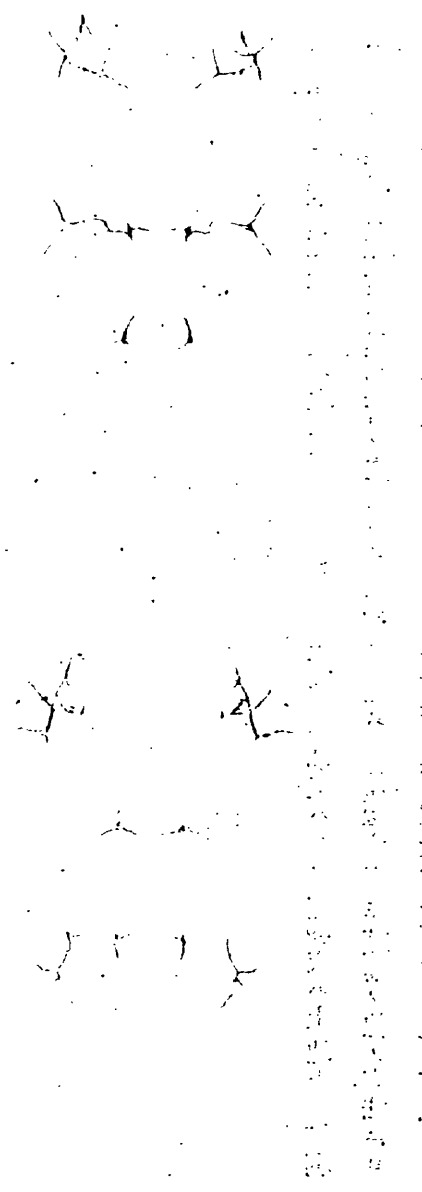
一、Homestead 以外ノ目的ヲ以テスル賣買

二、州カ或行爲ニ對シテ面積四十「エーカー」又ハ價格五千弗ヲ超過スル土地ヲ一私人ニ給

490454

與スル場合
三、面積四十「エーカー」ヲ超過スル農地ノ賃貸借

百六十三



第五十一 比律賓島

土地所有權

現行法ニヨレハ外國人ハ公有地ニ於テ「ホームステッド」(Homestead)ヲ設定シ之ヲ賃借シ又ハ買受クルノ權利ナ有セス
然レトモ本島、合衆國及其ノ附屬島嶼ノ人民ハ公有地ヲ「ホームステッド」トナスコトヲ得ヘク又本島、合衆國又ハ其ノ一切ノ島嶼ノ人民若クハ本島、合衆國又ハ其ノ州「テリトリーズ」(Territories)或ハ島嶼ノ法律ニ遵據シテ設立セラレタル法人又ハ社團ハ凡テ公有地ヲ賃借シ、買受クルノ權利ナ有ス(第九二六號法律第一條、第一〇條、第三二條參照)
其ノ他本島法律ハ外國人ノ私有地取得ニ關シテ何等ノ制限ヲ設ケサルカ故ニ外國人モ私有地ヲ所有シ又ハ賣買スルコトヲ得ルモノトス
要スルニ外國人ハ公有地ヲ「ホームステッド」トシ又ハ之ヲ賃借シ買受クルコトヲ得サルモ一私人ノ不動産ヲ取得スルヲ妨ケズ

鑛業權

百六十三

2-1308

0572

一九〇二年七月二日ノ法律第二一條ニ依レハ合衆國及本島ノ人民ハ本島ニ於ケル既ニ測量セ
 ラレ又ハセラレサル公有地ニ存在スル一切ノ礦物ヲ採掘シ、取得シ且賣買スルノ自由ヲ有ス
 ルモ外國人ハ現行鑛業法ノ下ニ於テハ該公有地ニ於テ鑛業上ノ權利ヲ有セス
 但シ右規定ハ私有地ノ鑛業權ニハ適用セラレサルモノトス從テ私有地ニ在リテハ外國人モ内
 國人ト同様ニ自由ニ採鑛スルコトヲ得ルモノトス

加奈陀

加奈陀ニ於テハ Dominion 政府ノ直轄スル土地ト各州廳ノ管轄スル土地トノ二種アリ各州
 モ隨意ニ其ノ管轄地ニ對スル法令ヲ制定シ得ルニ拘ラス「ドミニオン」ト同様ニ土地所有權及
 採鑛權ニ關シ内外人平等主義ヲ採用セリ但シ「ホームステッド」ニ關シテハ特別ノ制限ヲ設ク
 (An Act to Consolidate and Amend the Acts Respecting
 the Public Lands of the Dominion 8-14 參照)

左ニ「ホームステッド」ノ大要ヲ述ブレシ

- 一、測量済ノ農地ニシテ未ダ占有セラレサル土地ハ一般ニ「ホームステッド」トシテ次項ニ
 掲クル資格ヲ備フルモノ之ヲ取得スルコトヲ得
- 但シ「ホームステッド」ヲ取得スルモ左ノ權利ヲ包括シテ取得スルコト能ハス
 - イ、其ノ土地ニ存スル鹽、石炭、石油、天然瓦斯、金、銀、銅、鐵其ノ他ノ礦物ニ對スル權
 - 利
 - ロ、其ノ土地上ノ特別ナル財産又ハ利益
 - ハ、其ノ土地内及境界ニ於ケル湖、泉、川其ノ他ノ水體 (Body of water) ニ關スル特權
- 二、「ホームステッド」ヲ取得セムトスルモノハ英國臣民ナルカ又ハ英國臣民トナルノ意思

- 一、ヲ表示セル家長タル十八歳以上ノ男子ニシテ法律ニ遵據シテ出願スルヲ要ス
- 二、女カ家長タル「ド」ナ理由トシテ「ホームステッド」ノ取得ヲ出願スルモ其ノ資格ノ不明ナル場合ニ於テハ當該官憲ハ其ノ許否ヲ決ス
- 三、満十七歳ニ達シタル男子ハ左ノ條件ノ下ニ代理人ヲ以テ「ホームステッド」取得ノ權利ヲ保留スルニ得

- イ、取得セムトスル「ホームステッド」地内又ハ「ホームステッド」ヲ出願シタル土地ヨリノ直徑距離九哩以内(横斷道路ノ幅員ハ算入セス)ニアル出願人ノ父母、兄弟又ハ姉妹カ所有シ且占有スル面積八十「エーカー」以下ノ農地ニ於テ生活スルモノ
- ロ、保留シ得ル土地ノ面積ハ「クォーターセクション」以下ノ農地ニシテ保留期間ハ一箇年トス

- ハ、「ホームステッド」ノ保留ヲ許サレタルモノハ(一)十八歳ニ達シタル後一箇月以内ニ保留地ニ對シテ「ホームステッド」ヲ出願シ(二)保留期間カ六月及七月ヲ含ム場合ニハ五「エーカー」ヲ耕作スルコトヲ要ス若右出願又ハ耕作ヲ怠ル時ハ保留權ハ消滅スヘシ

五、「ホームステッド」トシテ取得シ得ル土地ハ「クォーターセクション」(半哩平方即チ百六十「エーカー」)以

下トス

若或原因ノ爲「クォーターセクション」ノ土地ニシテ實際面積百六十「エーカー」ヨリ甚シク狭キトキハ當該官憲ハ之ニ達スル迄ノ土地ヲ補給スルコトヲ得

490457

墨西哥

土地所有權

憲法第一篇第一章ハ墨西哥人ニ許與スル一切ノ權利ヲ外國人ニ許與スヘキコトヲ明言セルヲ以テ土地所有權ニ關シテモ亦外國人ハ内國人同様ノ權利義務ヲ有スルモノトス(憲法第三條參照)

外國人法モ亦國內ニ住居スル外國人ハ内國人ト同一ナル民法上ノ權利及憲法第一篇第一章ニ據リ内國人ニ與ヘラレタルト同一ノ保障ヲ受クヘキモノタルコト(同法第三條參照)土地其ノ他ノ不動產又ハ船舶ヲ取得スルタメニ外國人ハ國內ニ住所ヲ有スルヲ要セサルコト(同上第三條參照)又國內ニ在留スル外國人ハ土地ヲ賣買シ、讓渡シ其ノ他法令ニ規定シタル方法ニヨリテ之ヲ取得シ又ハ所有スルヲ得ヘキコト(一八五六年二月一日法律第一條參照)ヲ定メ内外人平等主義ヲ採用ス但シ左ノ制限ヲ受ク

一、一八五六年二月一日ノ法律第七條ハ外國人ニシテ本法ニ從ヒ土地又ハ鑛區ヲ所有スルモノハ其ノ安全、所有並秩序ヲ保維セムカ爲メ警察上ノ役務(Servicio de armas)ニ服スルヲ要ス

二、外國人ハ豫メ政府ノ許可ヲ經ルニアラサレハ國境ヨリ二十「リーグ」以内ニ於テ土地ヲ

取得スルヲ得ス從テ此ノ地域内ニ於テ土地ヲ所有セムトスル外國人ハ特ニ政府ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス(一八五六年二月一日法律第二條參照)

鑛業權

憲法第三三條及外國人法第三〇條ノ保障ハ等シク外國人ノ鑛業權ニモ適用セララル、モノニシテ一八五六年二月一日ノ法律第一條ハ採鑛要求權(Denounce)ヲモ包含スルモノナリ且ツ現行ノ一八九二年墨國鑛業條例ハ内外人ヲ論セス國內ニ在住スルモノハ適法ノ手續ヲ履ミ鑛區ノ試掘若クハ採掘ヲナスコトヲ得ル旨ヲ規定ス但シ鑛區ノ所有者ハ其ノ手續ヲ要セス(附)案スルニ鑛業條例問題ハ墨國ニ於ケル政治上ノ大問題ニシテ政府ハ數年來其ノ改正ヲ計畫セシモ未タ其ノ効ヲ奏セス近々又新鑛業條例ハ議會ニ附議セララル、由

（前）
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

南亞米利加

哥倫比亞共和國 (Columbia)

土地所有權

當國ハ相互主義ヲ採用セルヲ以テ外國人ハ其ノ本國カ哥倫比亞國民ニ許與スルト同一ノ權利ヲ享有スルコトヲ得ヘク不動産ト動産トヲ區別セサルナリ（憲法第一一條民法第二〇條參照）但シ條約中ニ特別ノ規定アルトキハ之ニ遵據スルモノトス（同上參照）
移民ニシテ未墾ノ國有地ヲ無償ニテ取得セムトスルモノハ特別ノ規定ニ由ル（一九〇六年三月十號、一九〇七年七月十三日、法律第三二六號、一九〇八年八月二十九日法律第三二五號參照）

鑛業權

一、上述憲法ノ相互主義ノ下ニ外國人ノ取得シ得ヘキ權利ノ種類ヲ制限セサルヲ以テ外國人
二、相互主義ニヨリ鑛區ヲ取得シ得ヘシ

二、金、銀、銅、鐵及寶石礦ヲ發見シタル者ハ其ノ鑛區カ官有地タルト民有地タルトヲ問ハス發見シ届出ヲ行ハシテ之ヲ取得スルコトヲ得

(舊「アンチオキヤ州鑛業法、一八八七年法律第三八號及一九〇七年法律第二一號參照」)

三、前項以外ノ鑛物ニシテ民有地内ニ存在スルトキハ其所有者ニ屬シ國有地内ニ存在スルトキハ前項ト同様ノ手續ニ由リ之ヲ取得スルヲ得但シ左ノ例外アリ

イ、國有地ニ存在スル石炭、海鳥糞及其ノ他一切ノ肥料ハ國家ニ屬ス(「五年會計法」第二二六條參照)

ロ、砂中ヨリ金屬ヲ採取スル鑛區ハ民有ノ耕地又ハ牧場ニ存スルトキハ土地所有者ノ許可ヲ得ザルモノニ限リ取得スルコトヲ得(「六年法律第三」八號第三條參照)

ハ、私人ハ政府カ自ラ營業シ又ハ他ニ貸下ケタル鑛區内ニ於テ鑛區ヲ取得スルコトヲ得(「一九〇五年立法」部令第四八號參照)

ニ、學校、病院、慈善會等ニ屬スル土地ニ於テハ其ノ所有者ノ同意ヲ經ルニ非ザレハ鑛區ヲ取得スルコトヲ得(「一九〇五年條例」第一二二號參照)

ホ、河床ニ存在スル鑛區ノ取得ハ政府ト特別ノ契約ニ由ル(上同)

ヘ、私人ハ綠玉石礦ヲ採掘スルヲ得ス其ノ採掘ハ政府自ラ之ヲ行フカ又特約ノ下ニ私人ヲシテ之ヲ行ハシム(「一九〇五年法律」第四〇號參照)

ト、白金採掘ニ關スル法規ヲ將來制定スルノ目的ヲ以テ白金ヲ多量ニ含有スル鑛區ノ採掘權ノ取得ヲ認可セス政府自ラ白金採掘ノ權利ヲ保留ス(「一九〇七年法律」第二一號參照)

ナ、「アスファルト」、石油、鑛油及天然瓦斯產出地ハ國ニ屬ス(「一九〇三年法律」第三〇號參照)

リ、政府ハ岩鹽鑛、鹽泉ノ採掘、製鹽及官有地ニ於ケル海鹽製造ノ權利ヲ保留シ、法令ノ規定ニ基キ契約ヲ以テ私人ニ營業ヲサシムル外採鹽及製鹽ヲ許サス(「會計法」第四二條、第四三條參照)

百七十三

490460

秘 露

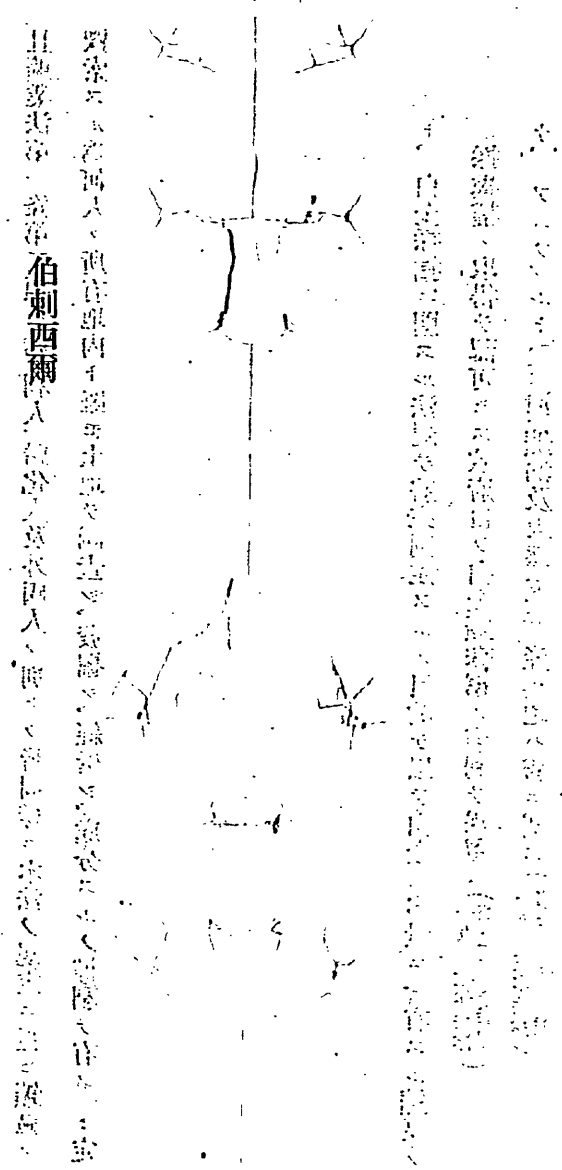
百七十四

土地所有權

憲法ハ外國人ハ法律ニ遵據スルトキハ内國人ト同様ニ不動産ヲ所有スルコトヲ得ヘシト規定セルモ(憲法第二八條參照)民法ハ其ノ權利發生ノ場合ヲ制限シテ條約其ノ他特別法ノ規定如何ニ依ルモノトセリ(民法第三四條參照)
外國人カ死亡シタル時ニ於テ其ノ所有ノ土地ヲ他ニ移轉スルヲ得レトモ秘露内ニ法定ノ相續人アル場合ニハ自由ニ處分スルコトヲ得ス但シ商業上ノ營造物ニ關シテハ此限ニアラス

鑛業權

土地取得ノ場合ト同一ノ制限ヲ受クルモノト見ルヘシ



土地所有權

憲法ハ國內ニ住所ヲ有スル者ニハ内外人ヲ問ハス同様ニ土地所有權ヲ許與スヘキ旨ヲ明言セリ(憲法第七二條參照)即チ國內ニ住所ヲ有スルコトヲ土地所有權享有ノ要件トナセリ

鑛業權

憲法ニ據ルニ鑛物ノ存在スル土地ノ所有者ハ又其ノ鑛物ノ所有權ヲ有スルモ之カ採掘ニ關シテ特別ニ法律ヲ以テ制限ヲ設ケ得ルモノ(如シ(憲法第七二條參照)第七七項參照)其ノ採掘ノ權限ハ法律ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得ル(憲法第七七項參照)又鑛物ノ採掘ニ關シテ特別ニ法律ヲ以テ制限ヲ設ケ得ルモノ(如シ(憲法第七二條參照)第七七項參照)其ノ採掘ノ權限ハ法律ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得ル(憲法第七七項參照)

百七十五

490461

智利

土地所有權

憲法ハ生來ノ智利人タルト歸化人タルト又外國人タルトニ論ナク國內ニ住所ヲ有スルモノニ對シ法令ノ規定セル一切ノ權利ヲ平等ニ享有セシムヘキコトヲ定メ(憲法第四章第一〇條第九章參照)民法モ亦私權ヲ取得及享有ニ就キ同様ノ規定ヲ設ク(民法第一四條)即チ居住ノ事實ヲ以テ權利取得ノ要件トナセリ

鑛業權

民法ハ不動産ノ範圍ヲ示シテ「土地、鑛區及之ニ定着スル物即チ建物、樹木ノ如ク其ノ場所ヲ移轉シ得サル物ヲ謂フ」と言ヘリ(民法第五六條)從テ鑛區ニ對スル權利ハ他ノ不動産止ノ權利ト同一視セラレ住所ヲ有スル内外人ニ平等ニ保障セラル、コトヲ知り得ヘシ

且鑛業法第一條第二項ハ「智利人、歸化人及外國人ノ別ナク皆同様ニ本法ノ規定ニ從ヒ鑛區ヲ探索スル爲何人ノ所有地内ト雖モ土地ヲ調査シ、發掘シ、經營シ、處分スルノ權利ヲ有ス」と定

メ第二條第二項ハ金、銀、銅其ノ他ノ鑛地取得ノ自由ヲ許シ第三條ハ「土地ノ表面ニ放擲セラレタル貴金屬、寶石類ハ先占者ニ歸屬ス」と言ヒ第四條以下ニ於テ個人ノ所有ニ屬セサル鑛區ヲ自由ニ利用シ得ルコトヲ定メ第二三條ニ於テ各個人ハ毎年一定ノ税金(Patenti)ヲ納付シテ鑛區ヲ永久ニ所有スルコトヲ得ヘシト明言セリ

- 一、左ノ者ハ鑛區探掘權ヲ取得シ、享有スルコトヲ得ス(同上第二二條乃至第二五條參照)
 - イ、縣知事及郡長ハ其ノ任地内ニ於テ
 - ロ、高等法院ノ判事ハ其ノ管轄區域内ニ於テ
 - ハ、鑛區公證人ハ其ノ受持區内ニ於テ
 - ニ、離婚セサル婦人
 - ホ、親權ノ下ニアル在家ノ子

第一、硝石地及鳥糞産地ハ私有ヲ許サス(鑛業法第二條第五項參照)

490462

亞爾然丁

百七十八

當國ハ居住ノ事實アル外國人ニ對シテハ土地所有ニ關シテ内國人ト同様ノ權利ヲ享有セシム
即チ憲法中ニ不動産ヲ取得シ、讓渡スルノ權利ヲ掲ケ(憲法第二〇條參照)民法モ亦同一ノ規定ヲ設ク(民法第一

〇條參照)

鑛業法ニ於テモ適法ニ不動産ヲ取得シ、所有シ得ル者ハ凡テ鑛區ヲ取得シ、所有スルコトヲ得
ヘキコトヲ明言セリ(同上第一九條參照)

阿西亞尼亞

濠太利亞

一、ニウー、サウス、ウエールス州

本州ニ於テハ外國人ニモ内國人ト同様ニ土地所有權ヲ許セリ但シ植民政策上官有地(Crown Land)ノ賃借權ハ英國人ニノミ保留シ之ヲ外國人ニ許與セス

鑛業權ニ關シテハ支那人ニ對シテ州廳ノ許可ヲ經ルコトヲ要ストノ制限ヲ設ケタル外其ノ他
ノ國民ニ對スル特別規定ヲ存セス

一、ウエスト、オースタラリア州

原則トシテ外國人ニモ内國人ト同様ニ土地所有權ヲ許與セルモ亞細亞人及亞弗利加人ニハ官
有地ノ賃借權ヲ許與セス但シ南緯二五度以北ニアル土地ニシテ特ニ州知事カ住居ノ目的ヲ以

百七十九

テ亞細亞及亞弗利加兩人種ニ賃借ヲ許可セル場合ハ此限ニアラス
鑛業權ニアリテモ亞細亞人及亞弗利加人ヲ除キ内外人ニ對シテ同一待遇ヲナセリ

三、タスマニア州

本州ハ原則トシテ外國人ニ土地所有ヲ許サス
但シ外國人ニ對シ左ノ特例ヲ設ク

イ、宅地ニ供スル土地ハ二十一年間之ヲ所有スルコトヲ得ヘシ
ロ、相續ニヨリ取得セル土地ニ對シテハ完全ナル所有權ヲ許サレ

鑛業權ニ關シテハ何等特別ノ規定ナシ

四、ヴィクトリア州

本州ニ於テハ外國人モ内國人ト同様ニ土地ヲ所有スルコトヲ得

鑛業權モ支那人ヲ除キ汎ク外國人ニ之ヲ許與セリ但シ外國人タル鑛業者ハ支那人ヲ使役スル
コトヲ得ス

五、クィンズランド州

本州ハ全然外國人ノ土地所有權ヲ認メス單ニ二十一年以内ノ賃借ヲ許スニ過キス

鑛業權ニ就テハ左ノ人種ハ沖積層金鑛ノ採掘權ヲ除キ其ノ他ノ權利ヲ享有スルコトヲ得ス

イ、亞細亞人

ロ、亞弗利加人

ハ、ポレニシア人

但シ鑛業法實施以前ヨリ引續キ金鑛採掘ニ從事セル者ノミハ從來ノ權利ヲ保留ス

六、サウス、オースタラリア州

本州ニ於テハ南緯二六度ヲ境界トシテ南北ニ區別シ

イ、其ノ以南ノ土地ニアリテハ外國人ノ土地所有權並鑛業權ヲ認ム

490464

其ノ以北ノ土地ニアリテハ亞細亞人ヲ除キ其ノ他ノ外國人ノ土地所有權及鑛業權ヲ認

百八十二

外務省囑託 守屋源次郎編纂

2-1308

0582

門類
項
號

急

490465

文書課長
送

明治四十三年三月十一日接受

明治四十三年三月十一日
同 午 一月 一日

送第 一 一 號

大田實政院書記官長

次官

條約改正調査報告三送附件

前記書冊三部及御送附候御覽規定率

法改正法律特別委員御配布可然御取計

相成度以段申進候也

外務省

2-1308

0583

490466

第3
第14
第24

文書課長

立

明治四十三年三月十日接受

56

明治四十三年三月十日
同日發着

通商局長 代 閣

清

島

會計課長

機密條第二號

印

大臣

機密條第二號
在英 松本 大使

機密條第二號
在佛 栗野 大使

機密條第二號
在德 珍田 大使

機密條第二號
在奧 秋田 大使

四十二年三月十六日記帳簿

外務省

機密條第一號
在日 林 大使

機密條第三號
在米 岩田 大使

機密條第二號
在葡 佐藤 大使

機密條第二號
在匈 納野 大使

機密條第二號
在西 信守 大使

機密條第二號
在瑞 井村 大使

在瑞 井村 大使 各回

2-1308

0584

條約改正参考書送付件

條約改正参考書送付件

冊六冊及御送附候間御査収相成度

右ハ何レモ關稅事務ニ關スルハ要事事項ナ

記載致居候間右様御了儀相成

度候

事

一農商務省調査重要書下取要覽(上中下)

外務省

二農商務省調査輸出下取別件照表

三七藏省調査輸出下取價額國別十箇年

対照表

四七藏省調査國別輸出下取十箇年対

照表

490468

第 5 門
第 9 類
第 1 項
第 1 號

明治四十三年三月十一日通稱

文書部長

五

明治四十三年三月十日接發

明治四十三年三月十日
同 夕午 二月十九日發達

通稱 代 隨

主任

機密條第 一 號

會計課長

印

津

村井

印

土良

関稅改正参考書送附件

関稅改正参考書トシテ左記書冊六冊

及御送附候旨御查收相成度候也

在野

四十二年三月十六日通稱

外務省

- 一 農商務省調査重要輸下品要覽(上中下)
- 二 農商務省調査輸出入品國別対照表
- 三 農務省調査輸出入品價額國別十箇年対照表
- 四 農務省調査國別輸出入品十箇年対照表

機密條第 一 號

在野 本野大健

在野 津村大健

190469

在暹羅使

在暹羅使

機密
在清伊集院心使 宛各通

在暹羅使宛各通

外務省

2-1308

0587